

平成26年 6 月12日（木曜日）

○出席議員（15名）

議 長	夷 藤	満 君	8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田	臣 宣 君	9 番	能 村	憲 治 君
2 番	中 島	利 美 君	10 番	清 水	文 雄 君
3 番	酒 本	昌 博 君	11 番	水 口	裕 子 君
4 番	生 田	勇 人 君	12 番	渡 辺	旺 君
5 番	川 口	正 己 君	13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井	良 信 君	15 番	南	守 雄 君
7 番	恩 道	正 博 君			

○欠席議員（1名）

14 番 中 川 達 君

○説明のため出席した者

町	長	川 口 克 則 君	総 務 部 総 務 課 長	田 中 徹 君
副 町	長	上 出 孝 之 君	総 務 部 財 政 課 長	長 谷 川 徹 君
教 育	長	久 下 恭 功 君	総 務 部 税 務 担 当 課 長	岩 上 涼 一 君
総 務 部	長	北 雅 夫 君	総 合 収 納 室 長	松 岡 裕 司 君
総 務 部 担 当 部 長		中 西 昭 夫 君	町 民 福 祉 部 長	下 村 利 郎 君
総 務 部 担 当 部 長		山 田 吉 弘 君	町 民 生 活 課 長	重 原 正 君
町 民 福 祉 部 長		大 徳 茂 君	町 民 福 祉 部 長	島 田 睦 郎 君
都 市 整 備 部 長		長 丸 一 平 君	保 險 年 金 課 長	岩 本 昌 明 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長		長 丸 信 也 君	町 民 福 祉 部 長	中 宮 憲 司 君
教 育 委 員 会 教 育 次 長		北 川 真 由 美 君	福 祉 課 長	本 郁 夫 君
兼 学 校 教 育 課 長			町 民 福 祉 部 長	田 中 義 勝 君
消 防 長		永 田 三 好 君	環 境 安 全 課 長	喜 多 哲 司 君
総 務 部 総 務 課 長		棚 田 進 君	都 市 整 備 部 長	
			地 域 振 興 課 長	
			都 市 整 備 部 地 域 振 興 課 長	
			観 光 ・ 商 工 ・ 労 働 担 当 課 長	
			都 市 整 備 部 長	
			都 市 建 設 課 長	
			都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 北 部 開 発 担 当 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長	

都市整備部上下水道課長	長 田 学 君	教育委員会学校教育課 指導管理担当課長	岡 田 秀 君
都市整備部上下水道課 下水道担当課長	井 上 慎 一 君	教育委員会生涯学習課長兼 男女共同参画室長兼図書館長	上 出 功 君
会計管理者兼会計課長	瀬 戸 博 行 君	消防本部次長兼消防署長	生 田 秀 治 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 向 貴代治 君 事 務 局 書 記 若 林 優 治 君

○議事日程（第2号）

平成26年6月12日 午前10時開議

日程第1

議案一括上程（議案第31号から議案第42号まで）

日程第2

町政一般質問

- 4 番 生 田 勇 人
10 番 清 水 文 雄
6 番 藤 井 良 信
7 番 恩 道 正 博
1 番 大 田 臣 宣
8 番 北 川 悦 子
2 番 中 島 利 美
11 番 水 口 裕 子

午前10時00分開議

○開 議

○議長【夷藤満君】 皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様におかれましては、本会議場にお越しをいただき、まことにご苦勞さまでございます。

本日は町政に対する一般質問の日です。

議員が質問している際は静粛にさせていただき、むやみに立ち歩いたり退席しないようお願いいたします。

ただいまの出席議員は、15名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長【夷藤満君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、10日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

○議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第1、議案第31号専決処分の承認を求めることについて〔平成25年度内灘町一般会計補正予算（第6号）〕から議案第42号内灘町火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの12議案を一括して議題といたします。

○質疑の省略

し、協議会初め北部地区住民の意識改革につながったのではないかとの思いから感慨深い思いがするわけでございます。

そこで質問をいたします。

町長が公約に掲げた北部開発ビジョン策定に当たっては本年度に繰り越しとなった基本調査もあります。策定に当たっての進め方を具体的にお示してください。

○議長【夷藤満君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 皆さん、おはようございます。

早速ではございますが、生田議員の質問にお答えをいたします。

昭和45年7月の都市計画法改正において、町の南部が市街化区域に、北部が市街化調整区域に指定されました。

南部の市街化区域は金沢市のベッドタウンとして大きく伸展してまいりました。

一方、北部地区は市街化調整区域として市街化を抑制し、農業を中心とした土地利用となった次第でございます。市街化調整区域では、地区以外からの転入について規制があることから、人口も減少状況となっております。

南北の均衡ある発展を進める上でも北部開発ビジョンをしっかりと定め、北部地区の活性化はもとより町全体の活力を高めてまいりたいと考えております。

生田議員ご質問のビジョン策定の進め方がありますが、町といたしましても内灘北部地区基本構想の策定に向けて、内灘町北部開発促進協議会から提出されました提言書は北部地区住民の総意として真摯に受けとめ、提言内容を参考意見としまして基本構想をしっかりとまとめてまいりたいと考えております。

昨年8月から進めております北部地区基本構想事前調査業務につきましても、各種の資料収集や先進事例の調査、工法検討などを現在最終確認を行っているところでございます。調査内容がまとまり次第、議会の皆様にお示

しをしたいと思っております。

今後は、事前調査資料をもとに議会の皆様と協議し、また県農林部局、道路部局、公園部局などと事業を進める上での問題点、課題、採択事業の有無などについて協議しながら進める予定と考えております。

これらを整理しまして、今年度末までに北部地区基本構想を策定したいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 ありがとうございます。

しっかりと関係部門と協議して、今年度末までにまとめていただきたいと思っております。

策定したビジョンを今後についてどのようなスケジュールで具現化していくのかがまさに発展の鍵となります。中長期的に取り組むもの、短期集中、待ったなしで取り組まなければならないもの、ビジョン策定においては目標としての開発の年次的な整備指針となるべきものを考えます。もちろん開発整備には予算についても国、県の支援なしには実現が難しいものばかりであります。時間がかかること、また変更しなければならないことが洋々とあるとは存じます。

都市計画マスタープラン策定との兼ね合いもあり、目標を定める意味においても優先順位や進行計画は北部開発ビジョン策定時に明記しておく必要があると捉えますが、この点について考えをお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

北部開発ビジョンの優先順位や進行計画を定め、計画を具体化していく必要があると私も考えております。

現在のところ、事業を具体化していくに当

たり、まず土地利用、道路網計画、急傾斜地の解消など整備についてはそれぞれの事業は複合的な要素があり、関係機関との協議に相当の時間を要するものと考えております。

その中でも町の活性化や定住促進を考えると、優先度の高い事業としてのと里山海道からのアクセス道路の整備を優先すべきと考えております。

また、既存集落の活力維持を目的とした地区計画制度の検討などもあわせて進めてまいりたいと考えております。

その後には、急傾斜地の解消や農地整備、地区内道路の整備等、全体計画を踏まえ、年次ごとに区域を定め計画的に進めていくことが必要と思っております。

したがいまして、優先順位や進行計画につきましては、北部地区基本構想策定の中でしっかりと明記してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 ありがとうございます。ぜひ目標に向かって年次計画性を持ち、進めていただきたいと思っております。

今ほど答弁中にもございましたが、のと里山海道の接続道路、既存集落への地区計画制度の導入など、人口減少時代においてこれらの課題は待ったなし。定住人口の拡大、交流人口の拡大は全国各自治体喫緊の課題であり、当町においても、のと里山海道が無料化され4車線化開通が迫る中、遅きに失している感を挽回すべく、短期的に実行していかなければならないと思っております。

今回の提言書には記載してありませんが、白帆台小学校の建設、そして西荒屋小学校の存続といった課題が北部地区にはございます。

本年3月、当町においては川口町長が旗頭となって応援し、見事6選を果たした谷本正憲石川県知事も、団地中央部を通過する位置にインターチェンジを整備し、以降、見事宅

地を完売したかほく市高松の学園台を引き合いに白帆台団地へののと里山海道接続道整備の必要性をその選挙戦において展開されておりました。川口町長にもその整備支援を約束されたと同っております。

インターチェンジ整備により、金沢圏へのスムーズな通勤通学はまさに地元住民のための道路整備であり、宅地の完売へとつながります。イコールその早期整備計画は小学校早期建設への期待も大きく膨らみます。

そして、白帆台団地の完売は、県の認可が必要となる既存集落における地区計画策定へとつながり、市街化調整区域であっても自由に宅地を求めることができ、他地区からの転入者が期待できるということは、西荒屋小学校存続はもとより既存集落活性化へと大きく前進します。

当町は県都金沢への短時間通勤圏に位置し、人口減少時代においても定住人口を増加できる位置にあると確信しますが、それにはこれまで南部地区で行ってきたような時代の先を見据えた整備が必要です。

北部開発促進協議会からの提言書にもアクセス施設の設置は北部開発第2ステージの象徴と位置づけられており、白帆台のさらなる定住促進の観点から、その位置は道路の連続性もある権現森インターチェンジとされています。もちろんこの提言においては、白帆台町会長、理事の皆様初め全体協議の結果、総意として提言されたものです。

平成24年、無料化前に開催されたインターチェンジ説明会では十分な説明がなされず、その後棚上げ状態となったことは残念のきわみではありますが、地元地区からの提言、県の整備支援という環境の整った今、この北部開発の鍵であるインターチェンジ整備を今後町はどう計画していくのか。時間的なものも含めてお聞きいたします。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

町といたしましては、町の定住促進や活性化を図る上で北部地区インターチェンジの整備は非常に重要なものと捉えております。

北部インターチェンジの計画につきましては、今後、提言書の意見を参考にし、県や関係機関と協議を重ね、議会の皆様とも協議しながら、できれば今年度中には整備位置や形状等について町の方針を決定してまいりたいと考えております。大変重要と捉えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 どうもありがとうございました。

インターチェンジ整備というのは、町にはやっぱりインターチェンジというものが、今ではもう無料化になったもんですからインターチェンジという捉え方ではなくて、やはり町から何本もの接続道路というものが無料化になったのと里山海道には必要に今後はなってくると思います。その第1弾として、北部発展のためにインターチェンジ整備を今年度中に形状や位置などを決定していただくように切に願っております。

町長初め執行部におかれましては、今回、北部地区の総意として提出されました提言書を北部開発ビジョンの策定においてよりよいものに昇華させていただきますよう期待しております。

続いて、次の質問に移ります。

2問目は、小中学校の不登校の状況について質問します。

内灘中学校は皆さんご存じのとおりマンモス校として知られ、昭和61年のピーク時には生徒数が1,452人となり、以降、近年は徐々に減少してはいるものの今年度は生徒数が863人と伺っており、県内有数の大規模校であることに変わりはありません。

生徒数が多いと心配されますのは不登校生徒の増加であります。昨年と、そしてことしに入ってからの町内小中学校の不登校の状況と、あわせて不登校となる基準についてお聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 久下恭功教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 最初に、不登校の基準からお答えします。

文科省の基準は年間30日以上学校に来ていない児童生徒を不登校と定義しています。また、本町では実態把握と早期対応の手だてのため、便宜上、各学期に10日以上休んだ児童生徒を不登校傾向としてチェックをいたしております。

昨年度、25年度ですが年間30日以上欠席は、小学校7人、中学生は3年生が多かったこともあり36名でした。また、ことし5月末現在で10日以上欠席した児童生徒数は、小学生2人、中学生9人です。

中学生の中には進級を契機に復帰した生徒も数名おります。現在、不登校の子供たちに対し、校長のリーダーシップのもと担任中心に対応しておりますが、加えて町教育委員会が核となり、学校関係者、町採用の臨床心理士と県派遣のスクールカウンセラーが連携し、子供たち個々に対応を検討し、復帰支援に取り組んでいるところです。

以上です。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 昨年度と今年度の5月末ということでしたが、同じ5月現在で比較すると、この人数はどうなってくるでしょうか、お聞きいたします。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 昨年5月末の10日以上欠席者は、小学生3人、中学生27人でした。ことしは先ほど言いましたように11人ですので、大体3分の1に減りましたが、こ

としも少しずつふえております。予断を許さない状況と認識をしております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 ありがとうございますました。

5月末の数字ということで、年度末までもちろん注視していかなければならないわけではありますが、昨年と比べことしは人数が減っているということでした。

今年度から中学校にエール教室がなくなったということで、3月議会でも質問が出ましたが、教室に行くことのできない生徒の支援として設置されたエール教室を廃止した影響というものはどうでしょうか。なくしたことによって教室復帰へつながったと捉えてもよいのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 その後の状況についてお答えします。

昨年度、エール教室に通っていた昨年度の1、2年生3名おりました。そのうち1名は家庭の事情で転校しました。残り2名ですが、復帰した生徒が1名、午前中のみ相談室登校を続けながら復帰を目指している生徒が1名です。教室に戻った生徒は何事もなかったようにクラスに溶け込んでおり、エール教室を廃止にしたことによる影響はないというふうに考えております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 今ほどエール教室へ登校していた生徒が教室に戻って溶け込んでいるとお聞きし、本当によかったと思います。また、残り相談室に通われている1名の方の少しでも早い教室の復帰を望んでおります。

エール教室のように、支援員を置き、人数だけでいう不登校生徒の減少を図る施策は、当時はゆとりの中で未来を拓く教育推進会議

というところから提案された画期的なものであったとは思いますが、脱ゆとり教育と国が決定している中、本当に生徒たちの今後の人生において、そういうものがためになるのかと町民からも多くの疑問が上がっていたこともまた事実であります。

学校というものは多くの先生方、生徒、いわば友達に囲まれながら社会性を身に着け、生きる力を育んでいく場所であり、隔離することが必ずしもよい結果を生むわけではない。わずか2カ月余りではありますが、それを実証できた感がいたします。

しかしながら、不登校生徒がゼロとないことは事実です。不登校にはさまざまな要因があり難しいこととは存じますが、そんな不登校生徒児童の悩み、それを解決し、登校へ、そして教室へと導くことは校長初め先生方の情熱が不可欠であり、教育委員会の学校への指導も重要であります。

内灘町教育委員会として、現在どのような不登校対策を推進しているのかをお聞きいたします。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 町教育委員会では、不登校生の復帰支援とともに新たな不登校生を生まない取り組みを推進しているところで

す。初期対応としましては、昨年度から各学校に月3日以上欠席した児童生徒の報告を求め、不登校が懸念される児童生徒に対して、担任が中心となり欠席が長引かないよう速やかな対応を求めています。また、町全体の欠席状況を把握し情報を蓄積することで、その後の指導に活用しているところであります。

また、中学1年生で不登校を生まない取り組みとして、4月当初に1年の担任と小学校の旧6年の担任による小中連絡会を開催し、情報交換することで指導に生かしています。これも昨年度から取り組んでおります。さら

に今年度は、6年生全員が夏休みに中学校に体験入学し、部活動も見学して、入学までの心身の準備を促すこととしております。いわゆる中1ギャップで不登校にならないよう取り組んでおります。

未然防止の取り組みといたしましては、昨年度から小学校4年生から中学3年生まで通して全児童生徒に対しまして年間2回の学級集団分析調査を実施しております。不適応な状況にある児童生徒の把握に努めているところであります。

もちろん未然防止は、まずは誰にとっても魅力ある学校、その学校づくりが肝要であるというふうに考えています。そのポイントであるわかる授業、居場所づくり、きずなづくりに資する3回の教職員研修会を夏季休業中に実施し、教職員の指導力向上にも努めることとしております。

議員ご指摘のとおり、不登校問題はいろいろな手だてをしますが、さまざまな要因が絡み、非常に極めて難しい問題でもあります。今後とも子供たちが安心して学校生活を送れるよう、相談体制等さらなる充実を目指してまいります。

以上であります。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 ありがとうございます。

久下教育長は就任以来、教育現場に頻りに足を運んでいると伺っております。そういう現場主義を大切にす観点からも、生徒、児童の人間形成の基礎となる小中学校において先生方の細やかな心配りとささいな不安要素をいち早く見抜く目配りを期待すると同時に、教育委員会として対応に当たる先生のケア等も行っていただきますように。私も中学校1年生の親であります。太田さんもそうなんですけど。現役子育て世代の代表として、この場でしっかりと申し上げまして、質問を終わ

らせていただきます。答弁は結構です。

ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【清水文雄君】 10番、清水文雄でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。執行部におかれましては、明確、そして前向きな答弁をいただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

私も4月から議会でiPadが導入をされました。iPadを利用した質問をさせていただきます。

今も議会始まる前に傍聴者の方から、ぜひとも傍聴席にもiPadがあつて情報が共有できればという声もいただきました。そんなことも将来的になっていくのではないかなというふうに思っておりますし、宝の持ち腐れにならないようにというふうにくぎを刺されましたので、十分活用していきたいというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

ちょっと順序逆になりますけれども、内灘町地域防災計画・修正について最初に質問をさせていただきます。

町は先月13日に町防災会議を開催し、地域防災計画を修正されました。これは志賀原発の事故に備え、原子力災害対策計画を町独自に加えたものであることを翌日の14日の北國新聞が具体的に中身を詳しく報じているところでございます。

こうした原子力災害対策計画の追加については、私が昨年の6月一般質問で国、県が変わっていること等から、町としてもやっぱりそれに従っていくべきだということで質問をさせていただきました。追加、そして作成というのが実現をいたしまして、新聞を見て私も大変うれしく思っております。

しかし、地域防災計画の中身自体がはまだ

に私たち議員に詳しく知らされておられません。総務常任委員会が5月20日に開催をされ、議会全員協議会が23日に開催をされましたが、その場で提出されたのは町地域防災計画・修正の概要という中身でございまして、議会全員協議会の中でも私は発言をさせていただきました。しかしやっぱり町の考え方、認識も含めて、ぜひとも改めていただきたい、そんな気持ちからこの一般質問をさせていただいているところでございます。

議会全員協議会で議会に提出しない理由をお聞きしました。北総務部長は町として議会に提出しない理由を、県の防災計画に従ったものであるかどうかということを確認をいただいていると。その作業がおおむね1カ月かかるという県からの回答があったと。だから議会に途中で修正をしたりすることよりも、決まったものを議会に確認がとれて公表をしていきたいと、そんなふうに申されておったわけでございます。

私は後日、県のほうで担当に確認をいたしましたところ、5月19日に内灘町から県のほうへ地域防災計画が提出をされているということで、全体的に言って県は報告でよいという姿勢であると。防災基本法42条等があるわけでございますけれども、県の決めたものを上回る、そんなことは各市町村決めれるわけではございませんので、基本的には報告でよいという見解でございました。

そんなことから見れば、町の地域防災計画というのは防災会議がつくるもの、あるいは途中経過よりでき上がったものを示すとか、いろいろ公表しない理由を述べているわけでございますけれども、マスコミにまで発表して議会へ示さないというのは、これは明らかに議会軽視以外の何物でもないんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

議会、そして議員は、町民の安全・安心について考え、さまざまな角度から提言もして、この一般質問の場でも多くの議員が安全・安

心、まちづくりのために町に対してさまざまな意見を申し上げているところでございます。そういう議会に対する町の姿勢というのはいよいよ問題があるんじゃないかというふうに思うわけでございまして、議会への案なりそういうものの提出があって私は当然だというふうに思います。

安全・安心のまちづくりを目指している町長のお考えをお聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 上出孝之副町長。

〔副町長 上出孝之君 登壇〕

○副町長【上出孝之君】 内灘町地域防災計画の修正についてのご質問にお答えします。

災害対策基本法では、市町村防災会議において地域防災計画を作成し、必要があると認めるときはこれを修正しなければならないと規定されております。したがって、今回の内灘町地域防災計画の修正につきましても、消防団長を初め町会区長会や女性団体連絡協議会、防犯と交通安全推進隊の代表者など各種団体の代表者から成る内灘町防災会議でご審議いただいたものを、決定したものを法律に基づき石川県知事に報告したものでございます。

県では、県地域防災計画との整合性を見きわめ、内灘町の計画に修正が必要であると認めるときは、知事は内灘町防災会議に対し必要な助言や勧告をすることとなっております。

なお、修正を行った町地域防災計画につきましては、5月の全員協議会におきまして修正内容のポイントをご説明し、6月16日開催の常任委員会で地域防災計画の全文をお示しするとご報告申し上げたところでございます。

今後とも町民の安全・安心の確保に向け、議会の皆様のご意見もお伺いし、必要があれば地域防災計画の見直しを行うなど防災対策の充実強化にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 大変おかたい答弁をいただきました。

私の言っているのは、そういう防災会議という会議そのものが町長が会長のはずであります。法的に基づいたそういう防災会議の中で話し合われていることも含めて、やっぱりマスコミにまで発表しておる中身を議員が知らないというのは、これは私は問題だということを使うわけでごさいます、そういう意味ではマスコミに出したということは公表しているのと同じなんです。そういう意味じゃ、やっぱり議会の中にきちっと出していただくべきだと。その認識がないということが議会軽視につながる。そのことを申し上げているので、それに対する答弁をいただきます。

○議長【夷藤満君】 上出副町長。

〔副町長 上出孝之君 登壇〕

○副町長【上出孝之君】 私が申し上げたかったことは、全協におきまして地域防災計画の膨大な1,000ページに近いような資料の説明をするのではなくて、修正のポイントを議員の皆様にお示しして、そこで協議なりをしていただくという趣旨でご説明していただいたものでありまして、決して全文を示さないとかそういう意図でポイントの説明を行ったものではございません。

したがって、後日、議員の皆様方には全文をお示しして、またご意見を伺いたいと思っております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 答弁いただきました。膨大な資料、議員はiPadを持っていますので資料はどんだけでも入りますので、これからそんな心配は要らないと思います。

私が問題にしているのは、議会に対する姿勢、そのことの答弁が町長からございません。これはどんだけ言ってもかみ合わない議論になりますので、議会軽視を今後も改めていた

だくようぜひともお願いをし、全協の中では6月議会で提出をするというふうにおっしゃってました。今6月16日ということでお聞きをしましたので、その中でまた議論を深めていきたいというふうに考えております。

時間がございませんので、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、教職員の超勤・多忙化解消と学校における労働安全衛生管理体制について伺いをいたします。

先ほども生田議員、不登校の問題をされました。教育長、やっぱり学校の中で教職員の資質の向上と研修に努めていきたい、そんなことも答弁の中にあつたというふうに思います。

やはり学校の環境にかかわる問題で、教職員の多忙、超勤というのが子供たちの教育環境に与える影響というのが大きいというふうに思うわけでごさいます。そういうことから、やっぱり学校も、教育委員会も、町民も、議会も一緒になって内灘町の子供たちの教育環境をよくしていく、そんな立場から質問をさせていただきたいと思えます。

この質問につきましては、私、昨年9月議会において教職員の労働環境について質問させていただきました。それもちょっと質問、答弁かみ合わない部分もありましたし、ことし、石川県教職員組合が昨年10月に勤務実態調査を行った結果も出ております。それも踏まえて、労働時間、休憩時間、持ち帰りの仕事時間について調査したものでございまして、そんな観点から質問させていただきたいと思えます。

1カ月の全体での超勤時間、小学校教員がこれは県全体でございましてけれども70時間、中学校教員は約89時間、全体の約40%の教員が80時間を超える超勤状態にあり、80時間を超えるということは医師による面接指導を必要とするレベルとの結果が出ております。河北郡市の分析でも、中学校においては100時間

を超えるという数字も出てきているところでございます。

勤務実態調査で時間外を行った業務内容を具体的に聞きますと、小学校で教材研究、授業の準備ということでございまして、中学校では部活動が最も多い。教職員が一番負担に感じている業務は、小中ともに報告書の作成というふうになっております。

現場の声では、深夜まで仕事で残らざるを得ないという状況の中で、健康のために早く帰るように言われると、そのことに怒りがこみ上げてくる。あるいは、多忙と言うと早く帰るように口では言われるんですけども、それだけの対策しかしてくれないことが不満だというような声が上がってきております。それだけに現場で実効ある対策が必要であるというふうに考えるところでございまして、前回の質問に引き続き質問させていただきますけれども、誠意ある回答をお願いをいたします。

まず、文科省が06年4月3日の通知で、学校長は労働時間を適正に管理するために、教職員の労働日ごとの始業・終業時刻を確認をし、これを記録をすることとなっている。具体的にその学校長が始業・終業時刻を確認し記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によることとしているわけでございます。それは、学校長がみずから現認をすることにより確認をして記録をすること。2つ目にはタイムカード、ICカード等の客観的な記録を基盤として確認をし記録をすること。この2つが挙げられているわけでございます。

こうした中で、町教育委員会として把握している2013年度の各小学校、中学校における教職員の1週間当たりと月当たりの平均労働時間、超勤時間の実態はどのようになっているのか。

また、各小学校、中学校における教職員の過去3年間の病気休職者数、精神患者数の

推移をお聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 北川真由美教育次長。

〔教育次長 北川真由美君 登壇〕

○教育次長【北川真由美君】 ただいまご質問いただきました2006年の文部科学省の通知でございますが、この通知は努力義務として出されたもので、具体的に記録をする方法、タイムカード等という方法につきましても基準として示されたものであるため、本町ではそのような方法で記録、保存はしておりません。そのため正確な時間数というものはこの場でお答えできませんので、ご理解をお願いいたします。

また、その次の質問にございました過去3年間の病気休職者数並びに精神患者数の推移でございますが、過去3年間に身体、体の疾患で病気休職になった者はおりません。精神疾患のために病気休職となった者の数でございますが、平成23年度は1名、平成24年度も1名、平成25年度は3名です。この3名のうち1名は2学期から復帰し、残りの2名はことしの4月から職場復帰をいたしております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 努力義務だから行っていない、具体的な数字が示されないということでございます。

それが私は問題があるというふうに思うわけでございまして、次の質問とも関係するんですけども、それでは各小中学校における教職員の超勤・多忙化解消。超勤、多忙というのが今ずっと大きな問題になつとると思うんです。そういう意味では、各小中学校でどのような対策をとっているのか、お聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 久下恭功教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 子供たちのためにということで、教員はいろんな面で大変な思

いをしていることは事実であります。子供たちのために頑張ってくださいとおります。

内灘町では、比較的手のかかる小学校1、2学年、これを30人学級としております。これは子供たちの効率的な指導ということが第一ではありますが、教員の負担軽減にもつながっているというふうにも考えております。

また、他市町とちょっと比較してみましても、本町は図書館司書が各校配置、それから支援員も今年度13名、11名から2名ふやしました。これはやっぱりそれぞれの学級に手のかかる子がいる場合に、非常にこれも負担軽減には事実上なっているというふうに考えております。

しかし、学校現場では多様化する生徒指導問題、それから保護者対応、学力向上に向けた取り組み、それから連絡調整会議も多岐にわたります。直面する課題も山積をしております。

このような中、各学校では校長のリーダーシップのもと、会議のスリム化、資料データの共有化とマニュアル化、さらには管理職や先輩教員による校務の効率的な指導、いかに子供たちをうまく持っていけばいいかと、そんなような研修、OJTでもやっておりますし、多忙化の解消にそのようなことで取り組んでいるところです。

また保護者対応につきましては、町教育委員会は積極的に支援に加わっております。

今後とも議員のご意見のようにワークライフバランスのために環境整備を一層進めるよう学校長にも指導してまいりたいというふうにも考えております。

以上であります。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 今ほど教育長のほうから答弁をいただきましたけれども、ちょっと観点が違うんじゃないかなというふうに思うんですが。私は教職員の超勤・多忙化、今答弁されたことは、確かに30人学級あるいは

図書館司書全校配置含めて教職員の多忙化の軽減にはつながるといふふうに思うわけですが、具体的に教職員の労働に関する対策、そういうものをやっぱりきめ細かにとっていくことが大事なんではないかなというふうに思います。

そういう意味では、ちょっと中身についてお伺いをしたいんですが、町内の各小中学校に労働安全衛生管理体制、どのようになっているのかお聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 北川教育次長。

〔教育次長 北川真由美君 登壇〕

○教育次長【北川真由美君】 労働安全衛生体制でございますが、教職員が50人以上おります内灘中学校では、教頭を衛生管理者として職員の健康管理に努めています。また、法にのっとり産業医も選任しておるところでございます。

また、50人未満であります各小学校におきましては、これも教頭を衛生推進者として職場環境の改善に努めるとともに、健康管理、特に今ほど議員がおっしゃいましたメンタルヘル스에配慮した体制を講じておるところでございます。

小学校、中学校とも、近年ふえる傾向にあります心の病に対しまして、メンタルヘルス講座の開催、教職員に対する日ごろの声かけ、相談、あるいは心の不健康状態をできるだけ早期に発見するよう努めるなど、特に心の健康に配慮した体制をしいているところがございます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 今言われた中で一つちょっとお聞きしたいんですが、例えば50人以上、これは労働安全衛生法で決まっているんですけれども、労働安全委員会を設置して、開催は月1回開催をしなければならないというふうになっておるんですが、その中身をお聞きをいたします。

あと、小学校50人以下ということで衛生推進者配置をすることになっておるんですけども、その意見の集約等についてどのような管理体制がしかれているのか、お聞きをいたします。

同時に、衛生管理者なり推進者というのは資格が要するというふうに思うんですけども、教頭先生はそういうものをお持ちなのかどうかも伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 北川教育次長。

〔教育次長 北川真由美君 登壇〕

○教育次長【北川真由美君】 話し合われている中身でございますが、詳しい内容につきましては各学校のほうで管理をしておりますので、逐一細かい状況については、申しわけありません、教育委員会のほうでは把握をしております。

それから資格につきましては、各学校の教頭は県教委の主催する研修に参加をいたしまして資格を取得しておるものと認識しております。

それから産業医につきましては、これは毎月同席しているということではございません。健康診断を毎年夏休みに実施しております。その健康診断で心身両面で健康に不安を感じておる教職員が、問診票に自己申告をし、その場で医師と面談を行いまして指導を受けております。

また、健診で健康状態を危惧された職員、あるいはみずから希望する職員が、後日、産業医による個別の面談を受けております。これは中学校のみならず小学校の職員も全て希望する職員は産業医の面接を受けております。

その面接を受けた結果を、年1回の会議に産業医は同席しておるんですが、ここで教頭並びに保健指導の先生等にきめ細かな指導を行っているというふうに承知をしております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 労働安全衛生委員会

なりそういうものについてまだちょっと中身がわからないということでございますけれども、問題は、私の言いたいのは、やっぱり先ほどの文科省通知、学校長がそれぞれの教員の労働時間というものを把握すべきだ。それに基づいて労働安全衛生委員会なりの中で教職員の超勤・多忙化についてきちっと対策がとられる。その基礎資料もないところで、対策も何もあったものではないのではないかというふうに私は思うわけでございます。

次長のほうから今ございましたけれども、心身、健康に障害を来している人たちについては産業医との面談、これも通達で指導を受けるということになっているわけでございまして、その基礎がやっぱりここ、教員の労働時間になるというふうに思いますので、その把握をきちっと学校長がとる、記録を残す。そんなことをぜひとも実施をしていただきたいというふうに思いますが、そのことについての見解、お願いをいたします。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 私も38年間現場にいました。タイムカードや出勤時間、退校時間をチェックしているという学校は私は聞いたことありません。それで、時間がきちっと掌握するという事は確かに大事かもしれませんが、教頭はほぼ最後まで学校に残っております。校長が各先生がどんな状況であるかということを知らないわけがない。私も校長をしておりましたが、どの先生が大体何時に帰っている、今週はどうやった。そういうことについてしっかりと認識もしておりました。そのために、その先生に業務が滞っておるなら、それをやっぱりみんなで少し分けてやらんなんよと、そういうことの手当てを一生懸命やっております。法的には、今ほど労働安全衛生委員会というものにのっとっていろいろと手だてもしております。

ですから、現場は決してそんな、この人が

超勤を十何時間しました、週に何時間しましたという細かい数字のことを掌握しなくても、ほぼ校長は知っております。それは聞いてもらえばいいです。校長が知らなかったら、私おかしいと思いますよ。それだけのリーダーシップが校長にはあるんです。ですから、何時間、何時間ということのチェックで、タイムカードでやる必要は私はないというふうに考えております。

議員ご心配のことについては、学校は一生懸命に取り組んでおります。

以上です。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 今、教育長のほうから答弁をいただきました。

決して私は悪いところを引き出そうとかそんな気持ちは一つもないんで、むしろそういう把握をしているんだったら、それをやっぱり記録に残す。細かいところまでできないんだたらできる範囲で残す。そのことをもって、それに対する対策をやっていくことが、学校現場における子供の教育環境、教職員のそうした超勤、多忙、そういうことの解消につながっていくから、そんなことをやるべきだというふうに言っているんで、物事を聞いて、いや、うちの学校は大丈夫ですよ。教育長なんかは学校訪問されていると思いますが、それはやっぱり教育長が行かれたら、悪いところ、失礼な言い方かもしれませんが、悪態とちょっとかけ離れた悪いところなんかはなかなか出さないことも考えられるわけでございます。

まして労働安全衛生委員会の中でトップが教頭ということであれば、そこでなかなか物を申す、そんなことがなかなかできない。そんなところにやっぱり目を配っていくのが私は管理者だというふうに思うわけでございます。

物事が書いたペーパーどおりに進めばこれは何も問題がないんで、むしろ心の通ったそ

んな管理体制というのを私はやっていかなければならないし、つくっていくべきだというふうに思う観点から質問をさせていただきます。

時間がございません。ぜひともまた委員会の中でも引き続きやらせていただきますけれども、教職員の超勤、多忙、心の通った教育行政をとって行って、つくっていただきたい、そのことを申し上げておきます。

3つ目の質問に移らせていただきます。歴史民俗資料館風と砂の館、入館料についてでございます。

現在、入館料、一般200円、高校生以下が無料ということでございます。

高齢者の方々がお孫さんや在所、近所の子供たちと風と砂の館を訪れ、あそこには栗崎遊園あるいは内灘闘争、2階には内灘の伝統資料などが多く展示をしてあります。そんな意味では、内灘町の歴史的財産、栗崎遊園と内灘闘争など町の歴史を伝えていくということは、町への郷土愛と誇りを醸成していくという意味でも重要であります。

そうした観点から、県では兼六園を初め他自治体でもこうした施設を無料にしているという状況がございます。

町としても、こうしたことの推進を図る意味で65歳以上の入館料を無料にする考えはないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 北川教育次長。

〔教育次長 北川真由美君 登壇〕

○教育次長【北川真由美君】 ただいまご質問にありました歴史民俗資料館風と砂の館でございますが、毎年、町内の小学校3、4年生が社会科の授業の一環として訪れまして、ご質問にありましたように栗崎遊園、内灘闘争など内灘の歴史を学んで郷土愛を育む貴重な時間としているところでございます。

施設の入館料につきましては、現在、高校生以下、そして障害者手帳をお持ちの方とその介添人1名を無料としているところでござ

います。

ご質問にありましたように、65歳以上の高齢の方がかつての栗崎遊園を懐かしむ等の趣旨から非常に有効なことと考えます。県内の同様な施設状況を確認いたしまして、減免については前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 ぜひとも郷土愛を将来を担う子供たちに引き継いでいく、そんなことも含めて高齢者の方が果たす役割というのは大事だというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

さて、それでは次に、内灘海水浴場管理についてお伺いをいたします。

内灘町の季節、夏がやってまいりました。内灘海水浴場、これは環境省が全国から美しい、清らか、安らげる、優しい、豊かな水辺を選定する快水浴場百選に選ばれております。

毎年、海水浴場には、町内外はもちろん県外からも多くの方々がマリンレジャーに訪れているところでございます。そして、恋人の聖地にも選定されているだけに、文字どおり利用者、地域住民が安全・安心な海水浴場としていかなければならないというふうに思います。

こうした老若男女が安心して楽しめる内灘海水浴場とするために、毎年、津幡警察署を初め町及び地元町会の防犯関係組織に努力をいただいているところでございます。とりわけ津幡警察署においては、パトロールの強化とともに臨時移動交番を設置をして、海水浴場利用者と地域住民の安全・安心を確保していただいているわけでございます。

ことしも町として津幡警察署への臨時交番の設置等、防犯と安全対策の要請を強力に行っていただき、内灘海水浴場の安心・安全を確保していく必要があるというふうに思うわけでございますけれども、その考えをお聞か

せをお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

内灘海水浴場は当町の大切な観光資源であり、県内有数の海水浴場として夏場には多くの海水浴客でにぎわっております。

最近、内灘海水浴場に若者向けの海の家が開設され若者でにぎわう一方、かつての家族連れでにぎわった内灘海水浴場とは大きく様変わりしております。

このような中、内灘町生活安全対策協議会や内灘海水浴場連絡会、そして津幡警察署にご協力をいただき、内灘海水浴場の安全・安心の確保に努めているところでございます。

町では内灘海水浴場の安全・安心を確保するため、去る6月6日、津幡警察署とことしの夏の内灘海水浴場における防犯体制について協議し、深夜のパトカーの常駐、パトロール強化について強く要望したところであります。

町といたしましても、今後とも地域住民の皆様、津幡警察署、そして関係機関等と力を合わせて内灘海水浴場の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 ぜひとも内灘海水浴場の安全・安心、ここ何年かは新聞に出るといいますかそんな大きな事件、犯罪というのはないわけでございますけれども、あつてからでは遅いわけでございまして、ぜひとも強力な体制をとっていただきたいというふうに思います。

海水浴場管理について2つ目でございますけれども、この海水浴場とともに内灘町には内灘砂丘がございます。これは青森県の猿ヶ森砂丘、鳥取県の鳥取砂丘に続き全国で3番目に大きいと言われる砂丘でございます。文

字どおり内灘町の貴重な財産であるわけでご
ざいます。

内灘海水浴場の浜茶屋の横に米軍試射場射
撃指揮所跡がございますけれども、そこから
北側に内灘砂丘を保存しようという多くの町
民がボランティアでつくった竹垣が設置をし
てあるわけがございます。あそこの保存すべ
き砂丘としてボランティアの方々が努力をさ
れている地域に四輪駆動車が走り回り、バイ
クも走ったり、そんな状況がございまして、
砂丘のところもそうでございますけれども、
せっかくできた風紋なんかも車のわだちで
なしになっている状況がございます。

担当のほうでもこれは確認をされていると
いうふうに思うわけでございますが、車等で
内灘町の財産である内灘砂丘が荒らされて
いるということは非常に残念でならないわけ
でございます。町として全国で3番目に広い
と言われる町の財産としての内灘砂丘を保存
していくためにも、この竹垣等で区域を保存
しようとする区域周辺のところにオフロード
ゾーンというのがあるわけでございますが、そ
れをなくして、加えて管理者である県対し
て、その保存すべき区域への車の乗り入れを
禁止をして砂丘を守っていくべきだというふ
うに思うわけでございますが、町としての考
えをお聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 長丸信也都市整備部担
当部長。

〔都市整備部担当部長 長丸信也君 登壇〕

○都市整備部担当部長【長丸信也君】 ご質
問にお答えします。

内灘町では、内灘海水浴場及び周辺におい
て内灘の海浜利用に関するルールを制定して
おります。このルールは、海上では遊泳ゾ
ーンや水上バイクなどの活動禁止ゾーンを定め
ており、陸上側ではオフロードゾーンや砂
丘・竹垣保護ゾーンなどの区域の設定を行い、
安心・安全な海浜利用、環境保全を呼びかけ
ております。

議員ご指摘の内灘海水浴場北側の一部に、
ボランティア団体クリーンビーチ内灘作戦が
かつての風紋、起伏のある内灘砂丘を取り戻
すため竹垣づくりを行い、町でも砂丘復元の
説明看板を設置しております。

当該区域につきましては、砂丘・竹垣保護
ゾーンとして区域を設定し、その海側を四輪
駆動車の走行区域に設定しておりますが、こ
の砂丘・竹垣保護ゾーンに四輪駆動車が走り、
一部風紋の景観を損なっているところが見受
けられます。

町の重要な観光資源である砂丘地の景観保
全のためにも、海岸管理者である県へ砂丘・
竹垣保護ゾーンへの四輪駆動車の乗り入れを
禁止する啓発看板の設置について協議を進め
るとともに、海岸利用者に内灘の海浜利用に
関するルールの一層の周知、啓発を行ってま
いりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 本当に内灘町の貴重
な観光資源にもなるというふうに思いますの
で、風紋、きれいなのができております。ぜ
ひひとそれが保存されるように県に強く要請
をしていただきたい、そんなふうに思います。

これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 6番、藤井良信議員。

〔6番 藤井良信君 登壇〕

○6番【藤井良信君】 議席6番、公明党、
藤井良信。

平成26年議会定例会6月会議におきまして
一般質問を行います。一問一答方式です。

初めにご紹介いたしますのは「ひとすじに
百合はうつむくばかり也」、加賀千代女が詠
んだ句であります。ここでは余分な主張をせ
ず、ただひたむきに生きる振る舞いこそ美し
いとこの視点であるかと感じます。そこでき
ょうは、うつむくばかりが美しいとのこの辺を
気にとめながら質問を進めていきたいと思

ます。

最初の質問は、人口減少社会のあすを考えるとのことから町のお考えをお示しいただきたいと思います。

先ごろリクルート総研で行われた調査では、今春大学に進学した学生のうち49%が大学進学に当たり地元に残りたいと考えて志望校を選んでいきます。また、こうした若い世代のローカル志向は、必ずしも最近の若者が内向きであるとは一概には言えません。

今日までの経済拡大・成長の時代が地域からの離陸の時代であったとすれば、今迎えている人口減少、いわばポスト成長の時代は地域への着陸の時代であると言われております。そして、地域への着陸とのことからは、経済の空間的なユニット、いわゆる地域循環や空間的形態がローカルなものへとシフトしていく時代であるかと思えます。

そこでお伺いしますが、町の近い将来、人口減少社会を見据えての対応では、定住促進策や子育て支援、女性の社会進出や若者の人口流出への対策など、教育、医療、福祉などの課題は多岐にわたるところかと思えますが、町はどのような方向、方針を主眼としていくか考えをお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、我が国は人口減少社会を迎えつつあるという状況であり、これによって労働力の減少に伴う経済の停滞など、国全体はもちろんのこと本町においても切実な問題が引き起こされてくるものと認識をしております。

内灘町はこの問題に対してこれからどのような方向、方針で進むのかというご質問でございますが、まずは町の人口を減らさない、あるいはこれまでの緩やかな増加を維持していくことが肝要であると考えております。

私は昨年の町長就任以来、元気な町・内灘の再生を目指し、新しい各種施策を順次展開してまいりました。内灘町が元気で魅力あふれる町となることが定住促進、人口をふやしていくことにつながるものと確信をしております。

そのためには、子育て支援を初め教育、医療、福祉の充実、空き家の有効利用など住環境の整備、そして企業誘致による雇用機会の拡大等が有効であると考えております。また、道路網や公共交通のインフラ整備も欠かすことのできないものであり、さらには10年、20年先の内灘町がますます輝きを増していくよう、長年懸案となっておりました北部開発に積極的に取り組み、人口がふえていくための基盤整備が必要と考えております。

いずれにいたしましても、来年度策定を予定しております町の第5次総合計画におきまして、今後のまちづくりの方向と目標を定めたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 次に、今話題となっている書籍の中から、そのタイトル「人口減少社会という希望」との新書があり、広井良典さんの著作であります。その中で、私たちが直面する人口減少問題は、悲観すべきことではなく、むしろ希望ある転換点だと述べられております。殊に若者世代の定住促進には魅力あるまちづくりのための新たな社会像と具体的なイメージづくりが大切であり、特にコミュニティ経済への視座が極めて重要であると提言されます。

コミュニティ経済とは聞きなれない用語ですが、コミュニティで循環する経済を築いていくとのことであるかと思えます。人、もの、金が循環する地域内循環や空間のありようを考え、雇用やコミュニティ的なつながりが生まれてくるよう地域コミュニティを再生していくことでもあります。また、そのことは若者

世代の定住促進に大きく寄与するとの考え方であるかと思えます。

ローカル化が日本を救うとも言われますが、そこでお伺いします。コミュニティ経済の町の認識と具体的な取り組みでのお考えなど、お示してください。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

コミュニティ経済という枠組みにつきましては、これまでの市場経済一辺倒の考えから脱却し、人、もの、金、情報等を地域社会で循環させ、経済活動として成り立たせることにより、地域の自主性を確立していくものであると認識をしております。

例えば、当町のサンセットカードや今年度実施している元気内灘住宅リフォーム助成事業も地域経済を活性化させるものであります。他の自治体では、地域に密着したサービスである介護、保育、家事などのこれまで家庭内で担ってきた労働による部分を地域のNPO等が事業として提供しているものもあります。

これらの取り組みが若者や女性の就業機会の拡大につながるとともに、地域の定住促進にも寄与するものと期待をしているところでございます。

今後、これらの先進事例を調査研究しながら若者の定住促進をさらに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 次に、内灘ミルク王国の事業推進とのことからお伺いします。

実を言いますと、私はひそかに、このミルク王国の事業展開こそまさにコミュニティ経済の実証モデルとして最もふさわしいものであると感じており、今後の取り組みの展開におきましては大きな期待をしているところでございます。

これまでのこういった取り組みの最近は、従来の行政主導型では効果が上がらないとのことから、ここは選択と集中、意欲ある商店街や商工会を集中して支援するパターンが多く見られます。しかし、どうやらこの方式も期待どおりの成果が得られていないというのが実情でございます。

ここは改めて新しい行政主導による明確な目的及びそれを実現するための方法や方向を定めての取り組みでなければならないと思うわけですが、どうしたら活性化ができるか。また、その推進体制はどうするのが効果的なのか。行政、商業者、商工会の三者がミルク王国活性化への道について、まずは方法と方向を共有し、コミュニティ経済の地域循環システムを把握するためのセミナーを開催することなど、専門的な知識や技術を生かしていくことの必要性を感じるところでございます。

そこでお伺いしますが、新しい行政主導と、そして主役は商業者、仲を取り持つ商工会とでセミナーを開催し、戦略的コミュニティ経済を考える画期的な取り組み法を導入することの点から線へ、線から面へ、そして面からはやりの3Dへと、その実現を望むところでございます。町のお考えをお示してください。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

今定例会6月会議で補正予算を計上しております内灘の食応援事業につきましては、商工会に委託し、町内の飲食関係事業者を対象に、売り上げの向上、従事者の処遇改善を目指す事業でございます。この中で、全体セミナーの開催や専門家による個別コンサルティングを計画しており、議員ご提案されますコミュニティ経済に資するような内容も含め検討を進めてまいりたいと考えております。

また、ミルク王国ウチナダプロジェクトが先般、全国商工会連合会から小規模事業者全

国展開支援事業として事業採択されました。この支援事業は、新たな商品開発、販売力の強化、イベント企画の参加などを実施するもので、今後、効果的な販売戦略につながっていくことを期待しております。

いずれにいたしましても、ミルク王国の活性化につきましては、各飲食店や商工会、町のほか、専門アドバイザーやセミナーでの研修会などを踏まえ、今後とも効果的な事業展開に取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 次に、小中学校での土曜教育の考えについてお示しいただきたいと思います。

平成25年11月に学校教育法施行規則が改正され、設置者の判断により土曜授業を行うことが可能となりました。

昨年6月の定例会でもこの場で学校の週6日制の導入についてお聞きをしたところでございますが、そのときは法改正がまだされていなかったことから、内容的にはいま一つ説得力がなかった感もありました。

そこでまず、中学校での土曜教育についてお伺いをしたいと思います。

文科省からは、今回の法改正に伴い、土曜日の教育活動推進プロジェクトに向けた具体的な方策や推進プランのガイドラインなども発表されているところかと思えます。ここで本年度からのいきなりの導入とのことでは、準備の都合上、町での話し合いや整合性の上からもちょっと無理があるかと思えます。

そこで、まずは中学1年生を対象に教育格差是正のための視点から月1回の土曜課外授業として始められることを提案したいと思います。

特に中1ギャップ対策とのことからの取り組みが推進されるべきことと思えますが、その方法として、まず地元で学習塾を営んでいる教師の方々に協力をお願いし、主に中学

に入学して勉強の仕方がわからないとの生徒もおられるかと思えます。勉強の仕方を教える。また生徒の日常生活の中で、学習意欲を向上させ、リズムある学業スタイルのためのアドバイスなども必要なのではないかと思います。

そこで、こういった中学での土曜課外授業について町はどのようにお考えでしょうか、お示ください。

○議長【夷藤満君】 久下恭功教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 不登校対策として土曜授業を活用するというご提案ですが、極めて中1ギャップの解消ということは大切であるというふうに考えております。

生田議員の質問にもお答えしましたが、小学校6年生を中学校への体験入学させたり、また中学1年生が出身の小学校へ行って自分たちの体験談を語るようなことも設けております。中学校へのスムーズな進学に取り組んでおるところであります。

中1ギャップの解消と土曜授業を組み合わせたご提案の内容につきましては、中学校において入学当初から取り組んでいるところでもあります。外部人材活用の議員のご提案も有効な視点と考えており、教育委員会においても、今後、土曜授業を検討していく中で研究させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 次に、先月、5月25日の新聞報道では、「土曜授業 地域と交流」とのタイトルで、金沢市内3小中学校を皮切りに土曜授業が12年ぶりに復活したとの報道でした。地域住民がかかわっての授業を重点的に行い、また県内ほかの自治体でもそういった動きが見られるところでございます。

そこで再度お伺いしますが、来年度からの町の小中学校における土曜授業の取り組みで

はどのようにお考えでしょうか、お示してください。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 質問にもありましたけれども、県内、金沢市、輪島市ではモデル的に実施をしているという状況であります。また、他地域でも検討しているということも聞いております。このことにつきましては、今後さまざまな検証が加えられ、課題の整理も進んでいくものと考えております。

内灘町での実施につきましては、県内だけでなく県内外の先行事例を注意深く見守りながら、教育委員会において慎重に検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 次に、学校での授業内容とのことから関連しまして、小学校での反転授業の取り組み、推進について伺います。

この反転授業というのは、学校で習い、家で学習するという従来のやり方を逆転させ、まだ授業で習っていない分野を各自が家庭でタブレット動画を視聴して事前学習をするのが特徴です。

実際の授業では、児童生徒が予習をしている前提で進められ、児童全員がテーマを確認し合った後、ディスカッションを行い、タブレットの写真などを見せながら自分の意見をお互いに発表していく。また、児童同士が意見を述べ合うことで問題解決を深めていくものです。国内では、佐賀県武雄市で昨年11月に初めてこの公開授業が行われております。

これまで町の小学校でもICTタブレットを活用しての最新の授業が導入されており、こういった反転授業の導入とのことからはどのようにお考えでしょうか、お示してください。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 反転授業につきましては、アメリカの一部の大学や日本でも主に高校とか大学で先行事例があると聞いています。

これはタブレットパソコンを個人が自分専用機として持ち帰ることが前提となります。今の内灘町の体制といたしましては難しい面があるのではないかとというふうに考えております。

また、反転授業は、予習ができない子供、しない子供がいるとすれば存在を無視するような授業形態となり、義務教育の段階での導入については若干無理があるのではないかなというふうにも考えています。

今後は、費用対効果等、先行事例を見守っていく段階かなと、そんなふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 今ほどは教育長からも話ございました。

この反転授業の導入では、ただでさえ忙しい現場職員の過度な負担増にならないとか、小学校の公教育ではいろいろな事情で予習ができない児童の存在を無視できないとか、また金銭面で保護者に負担にならないとか、中にはやり方次第であるなど賛否両論さまざまでございます。

しかし、今までの教育の枠組みを大きく変えていく可能性のある取り組みであり、今後間違いなくそのような授業方式がやってくることは避けて通れないところであります。

この反転授業が行われている佐賀県武雄市、人口は5万人ですけれども、2010年度から武内小学校など2校の小学4年生から6年生にタブレット端末を配り、当初は児童が端末を打ち込んだ内容を電子黒板に映し出すなどの活用をしておりましたが、もっと有効な活用方法はどうかと検討し、今ほど教育長も言われ

ましたアメリカで広がりを見せる反転授業にたどり着いたとのこと。今では市内の全ての児童3,000名、3,000台の端末を市が貸出し、反転授業が始められています。

また、この武雄市では、ことしの夏から民間の学習塾のノウハウを取り入れた授業も試行し、反転授業を組み合わせた新たな教育手法も視野に入れていきます。そしてさらに、子供たちがみずから得た知識はほかの子供たちにも教え合うという子供の自己教育についてのプロセスの検証も行われているとのこと。

今やICT教育では全国的に有名になった武雄市でございますが、我が内灘町のICT教育、2010年のスタート時点での条件は同じであります。

そこで、学校教育での県内自治体と情報の共有とのこと必要かと思えます。お伝えしたい町のICT教育の技術成果と現状について、具体的にお示しください。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 平成22年度から内灘町大根布小学校においてフューチャースクールが実施され、ICT教育を実施してきたところです。当初は、機器がうまくつながらない、先生方の研修に時間がかかる、効果的な学習教材が少ないなど、現場の戸惑いや負担も大きかったというふうに聞いています。

2年目、3年目と実践を重ね、児童や先生のスキルも徐々に向上し、検索能力の向上や、画面を見比べながら互いに教え合い、意見を述べ合う協働学習の定着、プレゼンテーション能力の向上などが具体的に見られるようになりました。また、教師の側も学習履歴を調べたり教材をわかりやすく加工するなど有効活用ができるようになってきたと聞いております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 県内の自治体の学校教育なんか公開授業をしてみるというのもまたいいんじゃないかななんて思ったりなんかしているわけですけども。

次に、青少年のネット依存対策の確立とのことからお伺いします。

インターネットを離れて規則正しい集団生活を体験し、人と人が直接触れ合うコミュニケーションを通じた活動や自主的にスポーツに取り組むことなどは、豊かな人間性を育む上では大事なことであります。また、健康的な食事を取り、リズムある生活を指導し、青少年の個性を生かして新たな想像力を養うことの必要性は、日ごろからまことに大切なことであると思っているところでございます。

そこで、インターネット依存の高い中高生は全国で推計51万8,000人に上るとのことが2013年8月の厚労省の公表であります。実態は目に見えない私生活のことでもありますので、もっと多いような気もいたしますが、ここではスマートフォンやパソコン、ゲーム機を使ったオンラインゲームなど、インターネットサービスを長時間使い続け、なかなかやめることができず、健康や生活に支障が出ている状態のことを言います。

中でも幼児、小中学生、青少年、主婦を含む中毒疾患には注意が必要です。まさか単なるゲーム機で息子がネット依存や不登校になるなんて思ってもみなかったと思いますが、母親がゲームをやめさせようとすると暴力を振るい、その後、急に電池が切れたようにとまってしまい鬱状態に陥ってしまう。母親の育て方が悪いと身内からも責められますが、親のせいばかりにするわけにはまいりません。

ちなみに町内、校区では、そのようなことは報告されておられません。

お隣、韓国では、早くからそういった危機に対応すべく国を挙げて対策に取り組んでいます。例えば、青少年夜間ゲームシャットダウン制度の導入や、ネット依存に苦しむ本人

や家族を対象に24時間のホットラインを開設しての電話相談の実施や、中高生を対象にした11泊12日の断ネットキャンプとしてのレスキュースクールを16都市で開催しているそうでもあります。

しかし、実はネット依存かどうかの病的診断基準はまだ世界的にも定まったものがなく、日本でも疾患として正式な認知はまだされていないようです。症状が鬱病だったり視力の低下、肩凝り、倦怠感を伴うことがあるとのことですが、そこで重度のネット依存症の人は自分が依存症であるとは思ってもいないことがさらに症状を悪化させる危険性をはらんでいるように思います。

ここは医科大との官学連携した連絡協議会などの中で対策を講じてほしいと願うところでもございますが、この問題、公明党、若者対策からの重点項目の一つでもございます。

そこで、インターネット依存の高い青少年対策として、町の認識と対応策について今後どのようにお考えでしょうか、お示してください。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 ネット依存対策といたしましては、子供に対する対象の対策はもとよりですけれども、保護者に対する啓発活動が肝要であるというふうに考えています。

県教育委からのインターネットに潜む危険性をうたったパンフレットの全保護者配布、警察官を講師として保護者向け非行被害防止講座の開催、教職員向けのネットトラブル防止研修会の開催など、子供を取り巻くネット環境について認識を深める研修を開催しているところでもあります。

一方、内灘中学校においては、生徒会でネット依存に陥らない、人を傷つけない、人を傷つけるようなことは書かない、そんな生徒みずからが内中ルールを定めています。また、ノーメディアデーを試験前2日間設けるなど、

自主的であればいい取り組みも行っております。

町教育委員会といたしましては、今後は特にことしからPTAを巻き込んでといいますか連携を今まで以上に深めて、実効性のある啓発活動を展開し、青少年の健全育成に取り組んでまいりたいと、そのように考えているところです。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 次に、先月、町地域防災計画の改正案が中間でございましたけれども示されました。

大災害に備えて、いざというとき、地域ではどう対応し、避難がスムーズに行われるか。東日本大震災を機に国民の関心も高いところでございます。

また、釜石の子供たちの速やかな行動が多くの方々に感銘を与え、話題ともなりました。そこで子供たちはそのときどう動いたか。平時からの訓練はもちろんであります。実際の避難生活や集団生活を少しでも実体験していくことで、日ごろ気がつかなかった新しい発見もあるのではないかと思います。

そこで、夏休みを利用して、小中学生の子供たち混合での参加希望者による災害避難生活実体験合宿を各町会、区会の公民館を使い2泊3日ぐらいで計画がされ、防災セミナーなどもあわせて実施ができないか。

また、地域コミュニティの強化とのことから、地域の大人も協力体制を組んで災害避難食や児童みずから食事づくりなども体験しながら、郷土愛や、さらには地域意識を高めていこうとの考え方です。

ここは地域の自治やコミュニティの力を取り戻すためにも、ローカル志向への行政主導が発揮されるべきところかと思いますが、そこで最後の質問になります。こういった取り組みについて町はどのようにお考えでしょうか、お示してください。

○議長【夷藤満君】 北雅夫総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 議員ご質問の災害避難所生活実体験合宿でございますが、これにつきましては平成23年度に県主催の夏休み防災教室が清湖小学校で開催されまして、6年生の児童46名が参加し、各種の防災学習や体育館での避難所体験としての宿泊体験等が行われました。

本町といたしましても、議員ご指摘のとおり地域防災力を高めるため重要なことは地域コミュニティのさらなる充実であると考えております。また、その手段として、夏休みに地区の公民館を利用して地域の小中学生が集い避難所の体験合宿を行うことは有意義なものであると認識をいたしております。

さて、現在、ほぼ全地区の自主防災組織が地域の実情に応じた防災訓練を企画、実施しているところでございます。今後は、その訓練にあわせて、議員ご提案の災害避難所生活実体験合宿の実施につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 終わります。

ありがとうございました。



○休 憩

○議長【夷藤満君】 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

午後0時00分休憩



午後1時30分再開

○再 開

○議長【夷藤満君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。



○会議時間の延長

○議長【夷藤満君】 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

7番、恩道正博議員。

〔7番 恩道正博君 登壇〕

○7番【恩道正博君】 議席7番、恩道正博です。

平成26年第2回定例会6月会議に質問の機会をいただきました。通告に従いまして一問一答方式で質問を行います。

今回は、町防災施策の充実について質問をいたします。

国の防災基本計画は、中央防災会議が作成する我が国の防災対策の基本を定めた総合的かつ長期的な計画であり、国、地方公共団体、関係機関等の役割を明らかにし、この計画に基づいて指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、また地方公共団体は地域防災計画を作成することで各主体が計画的に災害対策を推進しています。

これまで防災基本計画は大規模災害の経験等をもとに中央防災会議において修正を行っており、東日本大震災以降、平成23年12月に修正を行い、さらに平成24年9月に災害対策基本法の改正、防災対策推進検討会議の最終報告、原子力規制委員会設置法の制定等を踏まえた修正を行ってきました。

国の防災会議では、地方公共団体と民間団体間における協定締結や、市町村、都道府県の区域を越えた被災者の受け入れなどの大規模広域災害対策への備えなどの検討が進められ、平成24年9月に防災基本計画の一部修正を行っています。

石川県では国の計画見直しを踏まえ、平成25年5月に災害に対する即応力の強化、被災者への対応改善等の国の防災基本計画に盛り

込まれた事項や、県が進めてきた緊急輸送ネットワークなどについて修正をされており、また平成25年8月には原子力防災計画編についても国の原子力災害対策指針の改定等を踏まえ修正を行っています。

まず第1の質問ですが、国の防災基本計画、そして石川県地域防災計画の修正への対応で内灘町地域防災計画の一部が修正されたことが5月の総務産業建設常任委員会で報告をされましたが、改めて修正内容とその目的を伺います。

○議長【夷藤満君】 北雅夫総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 地域防災計画の修正についてのご質問にお答えをいたします。

内灘町地域防災計画は、25年3月に、議員ご質問のように、さきの東日本大震災を踏まえ、津波対策や地域防災力の充実強化を柱とする国及び県の計画の見直しに合わせまして修正をいたしました。

次に、今回の修正は災害に対する即応力の強化、災害支援に係る民間事業者との連携、そして大規模広域災害に備え、区域を越えた被災者の受け入れなどの事項を明記したものでございます。また、一般災害対策編のその他災害対策計画の中に原子力災害対策計画を追加し、原子力災害に対応するための体制の確立ととるべき措置などを定めました。

この計画は、基本計画と予防計画、応急対策計画の3つの柱で構成しております。まず基本計画は計画の目的を定め、予防計画では情報収集や住民への情報伝達などを円滑に行うための体制整備等について明記いたしました。応急対策計画では、緊急時の職員参集等活動体制や連絡・通報体制の整備、また防護対策として屋内への退避計画、被曝医療体制として安定ヨウ素剤の備蓄や服用指示などの方法について明記しております。

本町では、平成24年度に安定ヨウ素剤の服用対象となる40歳未満の町民の皆さんの人口

の1回分の必要相当量を既に備蓄し、万一のための備えをしております。

東日本大震災発生以降、毎年のように国の災害対策基本法が見直されております。これにより県、町の計画も随時見直しする必要がありますので、今後とも国、県の動向を注視し、適切な対応がとれるよう、随時、地域防災計画の修正をしております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 恩道議員。

○7番【恩道正博君】 本年2月の総務産業建設常任委員会で、2月14日現在において13項目の災害時協力協定一覧が示されておりますが、今後も民間や他自治体との協力協定の新規締結が必要と思われませんが、町の意向はいかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 北総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 当町では、議員ご指摘のように現在13の団体と災害時協力協定を締結しております。また、そのほかに他の自治体や公共機関とも相互応援協定などを締結しております。

今後も随時、各種団体等との災害時協力協定の締結を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 恩道議員。

○7番【恩道正博君】 今回の防災計画改定は、過酷事故、いわゆる原発事故、そして地震や津波等の複合災害への対処がポイントだと思いますが、内灘町地域防災計画の一部修正にどのように反映されておりますか、伺います。

○議長【夷藤満君】 北総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 今回の修正で、同時または連続して2つ以上の災害が発生し、それらが複合化することによりまして被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる、そう

いったようなことを想定いたしまして複合災害対策の項目を加えました。その内容は、基本方針、災害予防対策、災害応急対策、そして災害復旧対策などです。これにより町防災計画の一層の充実を図ったものでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 恩道議員。

○7番【恩道正博君】 第2の質問は、今ほどの町の地域防災計画の修正を踏まえて、毎年9月に予定をしております町内の防災訓練の内容に反映する考えはあるのか。

また、今後の町の防災訓練のあり方について、町を挙げての防災訓練も必要ですが、それぞれの地域に密着した訓練のあり方、充実も必要だと考えますが、町の考え方を伺いいたします。

○議長【夷藤満君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

本町では、これまで各小学校下を対象として地域住民や関係機関とが連携して行う総合型の防災訓練と、各地区の自主防災組織が中心となり地域の実情に則した地域における自主的な防災訓練を毎年行っておりました。

昨年は、小学校下を対象とした総合型防災訓練が一通り終えたことから、地域に主眼を置いての自主的な防災訓練を各地区で行っております。

大根布地区では、参加者がテーブルを囲んで地図に危険箇所や避難経路を書き込む図上訓練を行いました。その他、向栗崎地区と鶴ヶ丘東地区では県主催の図上訓練に参加をしております。

今年度は、地域における自主的な防災訓練のほか、9月21日には向栗崎小学校におきまして、向栗崎、旭ヶ丘、アカシア、緑台を主な対象地区として内灘町総合防災訓練を実施する予定でございます。対象地区では、あら

かじめ図上訓練を実施し、自分たちの住んでいる地域の危険箇所を把握、避難経路を決めて、当日の訓練において実際にその経路で避難する実動訓練を行う予定でございます。

これらの訓練を地域の自主防災組織が中心となり実施することにより、町全体の防災力を高めていきたいと考えております。

また、今後は全町民を対象とした防災訓練の実施も検討してまいります。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 恩道議員。

○7番【恩道正博君】 ことしの防災訓練は向栗崎地区を中心ということでありまして、ぜひ今ほどの町長の答弁にありまして、その地域の実情に合った防災訓練、そして今後も町を挙げての全体の訓練も実施されますようお願いをいたしまして、次の第3の質問ですが、現在、防災行政無線のデジタル化を進めておりますが、今後、指定避難場所である学校、公民館等の災害時の非常用はもちろん日常的にも利用できる施設設備のさらなる充実が必要と思われませんが、それについて伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

内灘町の防災関連施設につきましては、町民の生命、財産を守るためにも鋭意充実に努めているところでございます。

現在整備を進めている防災行政無線デジタル化整備工事では、スピーカーの設置箇所を増設することにより、これまで放送が聞き取りにくい難聴地域が解消されます。

一方、今まで災害対策本部と避難所を結ぶ連絡体制は電話回線を利用しておりましたが、無線のデジタル化により電話回線が使用不能となった場合でも双方向での情報伝達が可能となり、状況の把握や情報発信がいち早くできるようになります。

そのほかにも災害時の非常用電源を確保するため、今年度予算化してございます災害時用太陽光発電システムを導入いたします。また、現在県に申請中でございますが、電源が喪失した場合でも避難所へ誘導できる太陽光と風力を活用した自立式の誘導灯の設置も計画をしており、県において補助採択されれば議会の皆様へ報告したいと考えております。

いずれにいたしましても、今後さらなる防災力の向上、充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 恩道議員。

○7番【恩道正博君】 今ほどの県に申請してありますという太陽光と風力も兼ね備えた、こういう施設というものは非常時もさることながら日常的にも省エネの方向にも環境にも役立つと思いますので、ぜひ採択されて、また町の重要な施設等、道路等に設置されますよう希望いたしまして、今回、内灘町民の生命、財産を守る安心・安全対策は何よりも優先すべきであり、これは町政運営に取り組んでいただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長【夷藤満君】 1番、太田臣宣議員。

〔1番 太田臣宣君 登壇〕

○1番【太田臣宣君】 議席番号1番、太田臣宣です。

平成26年第2回内灘町議会定例会6月会議において一般質問の機会を得ましたので、通告に従い、一問一答で質問を行いたいと思います。

今回、私からの質問は、地域の活性化についてと消雪整備計画について、総合公園第3次整備計画についての3点を質問させていただきたいと思います。町長並びに関係部課長におかれましては、簡潔、明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

最初に、住宅リフォーム助成金についてお伺いいたします。

昨年9月定例会で住宅リフォーム助成制度の創設について質問させていただきました。そのときの答弁で町長は、定住促進奨励金が終了することからの新たな住宅施策の充実の一つとして捉え、また既存住宅は貴重な資産であり、快適な居住環境の向上、安全性の確保、さらには人口流出の抑制、定住促進にもつながり、事業者のみならず地域全体の活性化を検討するといたしまして、ことし4月より元気内灘住宅リフォーム助成事業を実施してまいりました。

この制度を創設してから2カ月余りが経過いたしました。これまでの予算の執行状況はどのようになっているのか、まずお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 長丸信也都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 長丸信也君 登壇〕

○都市整備部担当部長【長丸信也君】 予算執行状況についてお答えいたします。

元気内灘住宅リフォーム助成事業の交付申請時における助成金の予算執行予定額につきましては、5月末現在で約1,260万円でございます。また、現段階での予算執行済み額は4件で、現金及び元気内灘住宅リフォーム商品券を合わせ総額70万5,000円を交付しております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 ただいま執行予定額は1,260万、執行済みは4件で70万5,000円とありました。

その内訳についてですが、申し込み件数とあわせて申し込み事業者数、それとリフォーム工事1件当たりの平均助成額はどのようになっているのか、お聞きいたします。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 長丸信也君 登壇〕

○都市整備部担当部長【長丸信也君】 申請

件数等についてお答えいたします。

申請件数は5月末現在で67件、工事施工事業者数は20業者でございます。また、1件当たりの平均助成額は約18万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 平均助成額が18万8,000円と非常に大きな金額、最高20万までということになっておまして、ほとんどがこの制度導入によって20万円の助成金を使おうということで、50万円のリフォームしようと思うとった方が100万円のリフォームしたり、経済効果について非常に大きいというふうに思っておりますが、そういう観点から消費税増税に伴う消費減退による地域経済の疲弊も懸念されているところでありますが、この制度導入での町の経済効果については試算されているのでしょうか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 長丸信也君 登壇〕

○都市整備部担当部長【長丸信也君】 制度導入による町の経済効果についてお答えします。

現時点での経済効果につきましては、商工会加盟事業者に発注された67件のリフォーム工事の全体契約金額に相当する総額約1億円に加え、共通商品券及び現金の交付予定額約1,260万円も経済効果につながっていくと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 大変経済効果もあるという制度ということでありまして、大変喜ばしいことと思っております。

もう一つ、町は地域商工業の活性化と町商工会の活性化にもつなげてまいりたいということでありましたが、その後、商工会加盟事業者はこの制度導入によって会員数はふえた

のでしょうか、どうなっておるのでしょうか。効果があったのでしょうか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 長丸信也君 登壇〕

○都市整備部担当部長【長丸信也君】 制度導入による商工会加盟事業者についてお答えします。

平成26年4月現在の商工会会員数は608名であり、現在までに新規加入事業者として21事業者が加盟しております。新規加盟事業者のうち11事業者が住宅リフォーム関連事業者であり、その内訳は木造建築工事業者が3件、塗装工事業者が4件、管工事業者が2件、冷暖房設備工事業者が1件、左官工事業者が1件でございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 住宅リフォーム助成制度の予算は2,000万円であり、今現在1,260万円の執行予定ということとお聞きしましたが、近いうちに予算が底をつくこととなり、駆け込みでさらに早まることも予想されます。今ほども答弁の中でいろいろありましたけれども、地域経済には大きく貢献している制度であります。

この制度を今後継続していくつもりがあるのかということとあわせ、継続するということであれば、早目に地域の事業者や、また町民へも周知し、さらなる徹底も図っていく必要があるかと思われませんが、町の見解をお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

この事業により町内の住宅リフォームの需要が喚起され、住環境の向上につながるとともに、町商工会事業者の活性化に資するもの

と考えております。

今後、この制度の継続につきましては、議会の皆様と協議し、予算対応について検討したいと考えております。

また、制度を継続する場合には町民の皆様や事業者への事業継続の周知をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 予算も既に1,260万円が執行予定となっておりますので、町の財政状況もあわせ費用対効果なども検討していたたき、また議会のほうにも早目にお示しいただければと思います。

町長の提案理由の説明にもあったとおり、町長就任以来、商工業、農業、漁業の分野でも力を注いでいるところであり、その成果も実感できるような気がしております。今まさに行政と各種団体が一体となって町の魅力発信に努めることが町の元気、活性化につながっていくと思われま。

町として今後の展開とあわせ、町内外にどのような形でPRを展開していくのか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

商工業関係では、ご存じのとおりミルク王国ウチナダ事業の推進や商工業の振興に努めているところでございます。

また農業関係では、農業の振興と地域活性化を図るため、特産品づくりに対して助成金制度を設け募集をしたところ、ラッキョウ、落花生及び地元野菜の加工品の3件の応募があり、新たな特産品の開発につながることを期待しているところでございます。

漁業では、今年度、漁協内灘支所が元気内灘とれたて市を開催し、町でもその支援をいたしております。5月24日の初日は新鮮で安

価な魚介類にたくさんの来場者があり、大変盛況でございました。これを機会に魚介類のほかにも地元産の野菜類の販売や海鮮鍋の提供などといった、さらに元気、活気あふれる市場としてにぎわうことを期待しているところでございます。

このように町の資源を生かした農業、漁業、商工業の振興が魅力あふれる元気なまちづくりにつながるものと考えており、引き続き支援をしてまいりたいと思っております。

また、北陸新幹線金沢開業も間近に迫っており、今後、秋に東京・銀座でオープンします県のアンテナショップや金沢駅観光情報センターなどで内灘町を積極的にPRし、交流人口の拡大や特産品販売の拡大につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 いろんな特産品を開発するなど、町のPRをしていくことこそが新幹線開業に向けて内灘町に交流人口を呼び込む形となっていくと思っておりますので、今後とも力を入れていただければと思います。

2つ目の質問に移ります。次に、消雪整備計画について質問させていただきます。

平成25年の9月定例会で消雪施設の基本的な考え方が示されました。その中の消雪散水管の整備順序として、1、幹線道路、準幹線道路、2、急坂道、3、人家連^{たん}檐の道路、4、狭小道路等、5、主要道路との交差点、6、通学路としての利用頻度の高い道路、7、バス路線、8番目に公共施設へのアクセス道路などの項目や地域性等を総合的に勘案し、整備優先箇所を選定していくと説明がありました。

12月には具体的な町全体の消雪整備計画が示されました。平成26年度には消雪整備計画の中から向陽台地区やアカシア地区等が整備される予定となっておりますと報告を受けております。

散水管の整備順序として、先ほどの急な坂道も優先されるべきではないかと思えます。また、危険度も高い道路でもあります。

そういったことを勘案しても、大学2丁目の急な坂道320メートルの整備を早急に実施するべきと思いますが、町の見解をお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 長丸一平都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 内灘町の消雪整備計画につきましては、今ほどもありましたように平成25年12月定例会におきまして議会の皆様にお示ししたとおりであり、大学2丁目の当該路線におきましては、当整備計画の中において整備路線として位置づけられております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 必要路線と認識しているということですが、揚水量についても問題となってきます。この320メートル区間の必要揚水量は確保されるのでしょうか。大丈夫なのでしょうか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 この大学2丁目地区を散水しております井戸につきましては、以前から揚水能力が低下していたことから、昨年度、新たに井戸を掘り直しをいたしました。掘り直した井戸につきまして揚水試験を行った結果、当該路線の水量は賄えるものとなっております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 揚水試験でもこの区間については賄えるということであれば、大学2丁目地区は本当に急な坂道ばかりで、住民の通勤通学、生活道路としても利用されており、急な坂であるばかりに下ってきたときにはとまれないとかというお話も聞いており

ます。

本当に早急な整備が望まれている区間であると思いますが、町としては実施時期についてどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 当該路線につきましては、現在のところ平成27年度の整備を予定しております。国の事業費確定により変動はございますが、早期完成を目指ししっかり要望してまいりたいと思えます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 ありがとうございます。

来年度ということですので、また国の補助採択と町の財政状況を見ながらしっかりと検討し、進めていっていただければ幸いに思います。

次に、総合公園第3次整備計画についてお聞きいたします。

総合公園第3次拡張工事の整備計画では、平成26年度にサッカー場が完成し、27年度にはフットサル場が整備されると説明されてこられましたが、予定どおりの計画と違ってよろしいのでしょうか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 サッカー場についてでございますが、今年度完成に向けて鋭意整備工事を進めているところでございます。

フットサル場につきましては、平成27年度の着工、完成に向けて国へ概算事業費の要望を行っているところでございます。しかし、今年度の公園事業費の内示額は要望額に対しまして78.8%と大変厳しい状況でありました。したがって、フットサル場につきましては国からの補助が削減されますと27年度の完成が難しくなることも懸念されます。

町といたしましても、早期完成を目指し積極的に国や関係機関に要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 予定どおり整備されたといいたしましても、サッカー場とフットサル場の完成年度には違いがあります。今年度完成する予定のサッカー場部分においては、いつごろから利用が可能となるのでしょうか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 予定どおり工事が進捗した場合には平成27年4月からの使用が可能となるものと考えております。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 来年の4月から利用できるということであれば、今後の維持管理や多くの町内外の方に利用していただくためにも利用料金の設定について早急に検討していく必要もあると思います。町はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 久下恭功教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 現在、町では施設の維持管理に係る費用等を勘案し、また他市町類似施設を調査し、適正な料金体系を試算を始めているところであります。また、あわせて減免規定についても検討に入りたいと考えております。試案ができましたら議会に示させていただきます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 利用料金については余り減免制度ばかり設けていても、今の施設と同じように無料で使っていても維持管理にずっとお金がかかっていくこととなりますので、しっかりと検討して、また早目にお示しただければ一緒に検討していきたいと思っております。

総合公園周辺、合宿等、サッカー場周辺のにぎわいを創出する意味でも、利用料金や減免規定を十分に議論していく必要はありますが、フットサル場においては利用時間も延長することも検討できないのでしょうか。

特に週末になると多くの方が民間コートや夜遅くまで利用していることを考えると、利用時間の延長も町として検討していてもいいのではないのでしょうか。町の見解をお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 議員ご指摘のとおり、施設の有効活用の観点からも利用料金、減免規定とあわせて利用時間の設定についても柔軟に検討してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 現在、総合公園内には多くの体育施設があり、サイクリングターミナルを含めたテニスコート、野球場、自転車競技場の管理は一般財団法人公共施設管理公社が、温水プールは株式会社エムが指定管理を受け、またその他の町総合体育館等の体育施設はNPO法人スポーツクラブプラッツうちなだが指定管理を受け、それぞれ管理している状況であります。

来年度からサッカーが利用可能ということであれば、サッカー場の管理についても検討していく必要があると思います。サッカー場の管理についてはどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 サッカー場の運営管理につきましては、他の体育施設と同様に指定管理者制度が妥当であるというふうを考えております。どのような指定管理の方法がいいのか、早急に方向性を出したいと考えて

いるところです。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 サッカー場についても指定管理が妥当ではないかということであり
ます。

町にはいろんな形で指定管理制度を設けて
取り組んでおると思いますが、指定管理につ
いては指定管理者間の連携が本当に必要でな
いかというふうに思っております。例えば合
宿等でサッカー場を利用した場合には、サイ
クリングターミナル宿泊の減免やほのぼの湯
の割引券を配るなど、他の指定管理者や周辺
施設が連携し、相乗効果が期待できる施策も
必要ではないかと思えます。

指定管理の連携策について町の見解をお聞
かせください。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 さきの議会でも太
田議員のほうからそのような提案も承ってお
りまして、指定管理者には積極的にそういう
ことで連携を深めればということでもそうい
う話をしておるところであります。少しずつ
連携をしているということでもあります。

サッカー場が完成するということでありま
すので、その完成を目途に、ぜひ有効な、相
乗効果が上がるようなそんな連携ができない
か、そんなことについてもまた検討させてい
ただきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 しっかり指定管理の
連携も図れるようになっていけば、内灘町に
来れば、合宿すれば、エイムのトレーニング
場も利用できたり、ほのぼの湯も大きなお風
呂も入れるよと。合宿については本当に町外
の方が合宿に来ますので、内灘に来ればほの
ぼの湯があるよという宣伝、PRにもつなが
っていくと思えますので、またじっくりと検

討していただければ幸いに思います。

交流人口拡大に向けて合宿、大会誘致等
に向けて、来年度完成するサッカー場を広く県
内外にPRする必要となってきます。町はど
ういう形で町内外幅広くPRしていくのか、
お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 ご指摘のとおり、
大会や合宿が誘致できること、これを働きか
けることは必要であるというふうに考えてい
ます。

県のサッカー協会の強化事業、トレセン事
業等もぜひ何らかの形で誘致をして、そんな
ことも視野に入れて認知度を上げる施策をと
りたいというふうにも考えているところであ
ります。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 広く県内外に発信、
PRしていくという意味からおいても、サッ
カー場完成時のオープニングイベント開催な
どもPRの一環として大変有効になってくる
と思えますが、来年から使用できるというこ
とであればオープニングイベント等の検討も
しているのかなというふうなことも思えます。
どのような形がいいのか少しお聞かせくださ
い。

これを最後に聞いて、質問を終わりたいと
思います。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 サッカー場が早く
できればいいなと本当に思っています。

今ほどのご指摘のとおりPRするというこ
とは本当に必要なと。そのために、屋外サ
ッカー場が27年度から使えるということす
ので、そのときには地元チームの記念試合、
対外試合を企画できればなど。また、屋内の
フットサルコートができて全体がきちっとし

た段階で、招待試合といいますか少し大きなイベントといいますか、そんなことも計画できればなというふうに今のところは考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、日本共産党、北川悦子です。

一問一答方式で質問いたします。今回は大きく分けて3つの問題を質問させていただきます。

最初に、来年4月から実施となっている子ども・子育て支援新制度についてお尋ねしたいと思います。

2012年8月に国会で子ども・子育て関連3法案が可決、成立し、子ども・子育て支援法が新たに制定されました。子ども・子育て支援新制度で保育はどうなるのでしょうか。

保護者からは、「親の就労時間によって介護保険のように町から保育時間の認定を受けると聞いたけれども本当なの」「保育園と親自身が契約することになるの」「保育料はどうなるの」「現金で保護者に支給されると聞いたけれどもそうなの」というような不安の声をお聞きしました。お尋ねしていきたいと思います。

まず最初に、保育実施義務、責任はどうなりますか。認定こども園、地域型保育事業はどうなりますか。他市町は認定こども園を進めているともお聞きしました。現在、町から認定こども園にと進めているようなことがあるのでしょうか。また、町の保育園の中で認定保育園にと希望する保育所があるのでしょうか。把握しているかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 大徳茂町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 議員ご質問にお答えをしたいと思います。

児童福祉法に規定されている保育所での保育に関しましては、新制度のもとで引き続き現在の制度と同様に町が保育の実施義務を担うこととなりますので、変更はございません。

また、認定こども園の件が出ましたけれども、認定こども園は就学前の子供に幼児教育、保育を提供する機能、また地域における子育て支援を行う機能を備えた、認定基準を満たした施設であります。県から認定こども園の認定を受けることができます。

認定こども園については、現在、相談はあるんですけども、町内に関してはまだ今後どうするとかは決まっております。

もう一つ、地域型の保育園ということですね。今現在、そのような要望は聞いておりません。

以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 保育責任は今までどおり町がということで、認定こども園のほうはまた別枠になるわけですね。保育実施義務の責任は、保育所のほうは今までどおりということで安心しましたけれども、認定こども園、地域型保育事業はまた別枠ではないでしょうか。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 今ほど認定こども園は内灘町にまだ相談ということだけで聞いているんですけども、認定こども園についてはいろいろな企業とかそういうこともできるんで、町とは別と考えています。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 2つ目といたしまして、保育所の入所手続に保育必要量の認定が必要になってくるかと思えます。入所手続はどのようになりますか。

また、育児休業中で上に子供がいる場合、保育の継続は可能でしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 まず入所手続のことなんですけれども、保護者が保育所での保育を希望する場合、現在と同様、町に申し込み、保護者が町に手続をして利用する仕組みには全く変わりはありません。また、継続についても変わりはありません。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 大きく変わるの一つに、親の就労時間によって保育の必要量の認定をまず町がするというふうに聞いておりますが、その後、申請をするということ聞いておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 保育の必要性の認定につきましては、保護者の就労状況、また疾病等を勘案し決定となります。

必要量については、各家庭の就労実態等に応じまして、保護者のフルタイム就労を想定した1日最大11時間の保育利用と、パートタイム就労を想定しました1日最大8時間の保育利用に原則分けられます。

また、就労の時間などの詳細につきましては、国の基準に基づきこれから定めることとなります。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 親の就労時間によって変わってくると、認定が。4時間のパートさんでも8時間保育が受けられるということでしょうか。

といいますのは、一番心配になるのは、子供に、その子、その子によって時間がまちまちですと、本当に保育園という中で大体8時間は皆さん同じように過ごすということが、お互いに子供たちが育ち合っていられるという点で落ちついて保育園の中で生活ができる

んじゃないかというふうに思います。そういう中で、フルタイムは11時間、年間何時間とか、パートさんの場合は最大8時間ですか、年間何時間とかいうふうに国のほうから決めてきているわけではないでしょうか。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 今ほど時間帯につきまして、この2つの11時間と8時間になっていくということなんですけれども、最終的には町で決めるんですけれども、今現在、国のほうからはまだお知らせがないということで、よろしくお祈りしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 国からはまだお知らせがないと。それにしても、もう秋には認定、それから保育申請の受け付けが始まってくるということで、近々そういうことがわかってくるんじゃないかとは思いますが。

でも、いずれにしても先ほども言いましたように余りにも短い子供やら長い子供やらというようなことで落ちつかなくなるようなことがないように、ぜひ町の裁量でしていただけないかなというふうに思います。

もう一つ、今までは6時以降は保育の延長時間というようなことで延長保育がありましたけれども、今後はどういう位置づけになってくるのでしょうか。わかりましたらお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 今現在、保育所については朝7時から夜の7時まで開所しています。それで11時間ということで6時から7時までは延長保育になっています。

今、町のほうで考えているのは、その体制は崩したくないという、今まだ最終的に決まってないんですけれども崩したくないという考え方でいきたいと思っています。

以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひ崩さないで、今までどおりということで6時から7時を延長保育の時間というふうにさせていただきたいなと思います。

ただ、もう一つ考えられるのは、8時間ということになった場合に、その方がその日にどうしても延長をとというようなことになりますと、そこら辺は自己負担ということで考えられるのでしょうか。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 まず、8時間と11時間に設定をされますと、その方が8時間になって、それをオーバーするという事になれば料金の上乗せという形になるかと思えます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 いずれまた詳細が延長保育というふうに見られるのか、1時間幾らというふうにそういう方が見られるのか、その辺は今後、まだわからないというふうに理解していてよろしいのでしょうかと思えますが。

じゃ、新制度の保育料は今までどおり町が応能負担で決めるのでしょうか。徴収も町が行うということに変わらないのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 今ほどの保育料なんですけれども、利用者の負担につきましては世帯の所得の状況を勘案しまして、国が定める基準を限度にしまして町が定めることになっております。

国の基準につきましては、ことし5月26日に基準（案）が示されましたので、負担額の算定が所得税から住民税に変更になります。現行の階層区分を基本といたしまして住民税

をもとに階層区分を今後設定したいと思っております。

保育料につきましては、国の基準、現行保育料に基づき、議員の皆様のご意見も、改正についてはご意見もお聞きしながら定めたいと考えております。

もう一つ、徴収になりますけれども、徴収は今現在、町のほうで徴収というか滞納整理とかそういうものを行っているんですけども、町のほうにならうかと思えます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 算定方法が所得税から住民税に変わるということで計算がされるということになります。そうなりますと、保育負担がふえるのかどうかはちょっとはつきりわからないんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 今、所得税から住民税になるということで、その国の基準によって、住民税の所得の基準によって今よりもふえる可能性もあります。少なくなる可能性もあります。それは今後、町のほうが料金を設定しますので、今後調整が必要かと思えます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 負担が大きくなるとなかなか大変になってくるかと思えますので、その辺のところは住民税の段階によって変わってくるということかと思えますが、よく現状を見て決めていただきたいと思います。

また、本当に秋からこの認定ということが始まってくるというところで、保護者の方たちへの周知漏れもないように。そして、町としても保育の質を落とすことなく、保育の必要な子供たちが保育を受けられるように配慮

を今後もお願いしたいと思います。

次に移ります。子どもの医療費の窓口無料化についてお尋ねしたいと思います。

子どもの医療費助成を昨年4月より高校卒業まで拡大となり、大変喜ばれています。一歩進めて、現在就学前まで助成されている自己負担額1,000円をなくし完全無料化すると概算で幾らぐらいになるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 乳児医療費の助成では、小学生以上の児童につきまして1,000円が負担となっております。平成25年度の乳児医療費の申請件数を見ますと6,970件ありました。医療費助成につきましては約5,170万円でありました。このうち小学生以上の申請件数は2,571件です。1回の申請で数カ月分の医療費を申請される方が多々多々あります。

議員お問い合せの自己負担なしとした場合には、医療費1,000円以下の方も申請に来られますので、その概算については把握することが今できません。ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 小学校以上が2,571件、金額のほうはちょっと言われなかったのかわからないんですが、月に1,000円ということですので幾らぐらいになるかというようなことをまた一度概算を出していただいて、この1,000円の負担額を払わなくてもいいように拡大していただくように検討をお願いしたいと思っています。

県下の中にも1,000円負担なしの完全無料化のところが出ております。また、輪島などは独自で子どもの医療費を窓口無料化にすると聞いております。

県へ先日、窓口無料化の交渉に行ってい

りました。若いお母さんたちが子供を連れて切実な訴えをされておりました。その中で、ある学校の先生がおっしゃるには、保健室に来た子供、けがをして保健室に子供が来たそうです。処置をしまして病院へ行こうねというふうに声をかけたところ、その子供さんは家にはお金がないから、僕は痛くても我慢するから病院へは連れていかないでと言われたそうです。

県が窓口無料にして助成も拡大すれば、小さい子供たちの胸を痛めずに済むこととなります。早期に病院に連れていけば、重症化になる前に元気な子供たちにすることができると思います。一日も早く窓口無料化にしてほしいという願いを、どうかまた町のほうからも再三県のほうへ訴えていっていただきたいと思います。

次に、2つ目の高齢化に伴い元気策をとということで何点か質問させていただきたいと思います。

まず最初に、医療・介護総合法案が衆議院で可決され、現在、参議院で審議されております。昨年の9月議会でも質問させていただきました。介護保険制度について質問します。

「家族介護から社会で支える介護へ」をスローガンに介護保険制度は14年前導入されました。介護保険だけでは在宅生活を維持できない状況は一層深刻化しております。

私たちの年代になりますと、親の介護に悩んでいる方、介護のために仕事をやめた方がふえております。また、孫の子守と親の介護でふらふらという方もいらっしゃいます。

全国的に見ても、年間10万人もの介護離職、15年間で550件を超える介護心中、殺人などの悲惨な事件の根底に、利用料の負担が重くのしかかり、サービスの抑制や生活苦が重大な要因になっております。にもかかわらず、法案では要支援1、2と認定された介護サービスの訪問介護、デイサービスなどの通所介護を廃止する。つまり介護保険給付から外すと

なっています。

9月の一般質問のときには、25年3月の実績で要支援認定者は165名、介護サービス等の受給者は122名。サービス内容は、訪問介護、通所介護、訪問、通所によるリハビリを受けている方との説明を受けました。

要支援の方の74%、全国的には80%の方が介護保険サービスを受けています。この方たちが一体これからどうなっていくのでしょうか。町としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

今回の法律の改正案では、要支援者に対する訪問介護やデイサービスが介護保険制度の適用から市町村が取り組む介護予防サービスなどの地域支援事業へ移行することになります。これまでの地域支援事業としての介護予防事業を多様化し、新しい総合事業として位置づけされるものでございます。

町といたしましては、今後、財源のほうもまだ決まっておきませんので、国や他市町の動向を注視しながら、要支援者に対する適切な介護サービス等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 要支援の方たちが今ある地域支援事業に新たなメニューを設けて新しい総合事業としてやっていくということの説明かと思えます。

そうなりますと、今認定を受けていらっしゃる方、要支援の認定を受けていらっしゃる二次予防事業の対象者の方と同じ扱いとなっていくのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 お答えいたします。

この法律の流れからいたしましたら、そうなると思っております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 そうなりますと、要支援で今まで介護サービスを受けていた、介護保険で給付を受けていた、そういう方たちが今度は地域の中で、市町村の裁量でいろいろすると。予算づけもされてくるかと思いますが、今まで元気な方たち、筋力アップとかそういうようなことで健康に暮らしていた方たちと同等になっていくと、同じようなことになるということ、要支援の方たちはどうなっていくんだろうかというような心配があります。

現在、要支援でデイサービスを利用している方の多くの方が、ひとりで入浴するのが不安。ひとり暮らしで、もしお風呂に入っている間に何かあったら大変というようなことでデイサービスに行っていらっしゃる方、そういう方も多いかと思えます。そうした要支援の方々に利用アンケートとか要望などをお聞きになっていらっしゃるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

アンケート等については、通告にもなかったものですから私ちょっと把握はしてないんですけれども、議員さんご心配されています地域支援事業になりましたら、市町村が行います地域支援事業に対する国の交付金というものがありまして、これが上限割合が決まっております。そこで今後、全体の事業費を踏まえて、この必要性とかそういうものをメニューを検討する必要があると思えます。

現段階ではこのようなお答えでございます。以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 通告をしておりますので済みません。

いずれにしましても、今現在の要支援の人たちがどういう暮らし方をしているのか一度把握をされまして、そうした場合には入浴サービスをするということになりますと、どうも国のほうはその単価や人件費を現在の訪問・通所介護の報酬以下に抑えてくる。目的は削ると、削減するという狙いがあるので、結局削ってくると。

しかし、要支援の人たちはひとりではなかなかお風呂に入浴するのが本当に困難というような、でも介護のほうには行かれないというような方もいらっしゃるかと思いますので、本当に実情を把握されまして、その人に合った、もしそういう点でお金が足りないようでしたら町の裁量で出していただいて、そうすることがひいては要支援の方が快適に暮らしていくことが要介護になることを予防していくことにつながっていくのではないかと。要支援の人が今まで元気な人たちと一緒にあって、ボランティアの方がいろいろ見てくれますよとか、NPOでしますよとかいろんなことがあっても、要するにその単価を下げた場合に今ある事業所がその安いお金で受けてくれるのかどうかということもとても心配なんです。受けたとしても、そこの事業所が持続可能になっていくのか。

やはりその辺は今まで町の中でいろいろと尽くしてきた高齢の方たちです。その方たちのやはり要支援で頑張れる方は頑張ってほしい、少しぐらいお金は出しますよというところで頑張っていたきたいというふうに思いますが、国はいろいろ削減策しか言ってこないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 介護のサービスですか、そちらにつきましては、私もサービス、

極端に落とすわけにはいかないと思っております。またそのときには議員の皆様とも十分にご相談をしたいと思います。

また、今回のこの改正でございますが、自己負担額というのがございます。自己負担額につきましては、基本的には低所得者は低くすると、より低くすると。ただし、資産があったり所得がある方については相応の負担をしていただくというそういう制度でございます。これ全体あわせて町として検討してまいりますので、また議会にお示しした場合にはご相談させていただきましますので、今後よろしくお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひ高齢になっても安心して暮らしていけるまちづくりにしていかなければならないと思います。再度、サービスの低下にならないようお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

次に、地域包括ケアについてお尋ねしたいと思います。

政府、厚労省は、地域包括ケアを市町村単位で構築すると盛んに宣伝をしています。町はどのように受けとめておられるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供できる仕組みとのことでございます。

法律の改正案では、現在、町の地域包括支援センターが担っております包括的、継続的な支援体制を拡大、強化し、専門職で構成する組織を設置して困難事例等にも対応させ、地域における支援体制をネットワーク化させるものでございます。

町といたしましては、こうした地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関と連携しながら高齢者のニーズに合わせたサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 地域包括ケアについて、本当に住みなれた地域で最後まで暮らせるように医療とか介護が、看護が一体となってネットワークを組みしていくと。そういう中で、なかなか人員が不足しているという難点がありますけれども、町としてぜひ克服していただいて、これが実るように努力していただきたいなと思っております。

次に、認知症の予防策について質問したいと思います。

親が認知症であったりすると、自分もなるのではないか。また、初期の段階では頭が重い、このままわからなくなっていくのがとても不安になると、そういうような声をお聞きします。

町でも認知症の方への地域の見守り対策が講じられてきました。サポーター養成もされています。予防策についてどのようにお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

認知症の予防策の今回の法律の改正案では、認知症の人とその家族が安心して暮らしている支援体制の推進を市町村が取り組む介護予防などの地域支援事業とされております。

これまでの考え方は、認知症の方が行動や心理症状による危機発生後の対応であったものが、今後は危機発生を未然に防ぐ対応に主眼を置くとされております。

認知症専門医による指導のもとに早期診断、早期対応に向けた体制で、初期の段階から包括的、集中的な支援を行うものでございます。

こうした中、本町では専門医療機関である金沢医科大学病院を初め町内の開業医、医療介護専門員等にご協力をいただき、サポート体制を今後整えていきたいと考えております。

また、町民の皆様にも認知症のことを理解していただくことが大切であると思っており、これまで町内の7地区において認知症高齢者見守り訓練を行い、正しい知識や対応の仕方について周知、啓発にも努めております。

今後、この法改正の趣旨を踏まえ、認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けられる支援体制を目指して、認知症予防施策の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 法改正によって市町村のほうに移され、地域支援という形で早期診断、早期対応ということでやっていくというお答えでありました。金沢医科大とサポート体制をとってやっていくということでありました。

たまたま5月12日、NHKの「あさイチ」の番組で、住みなれた町でいつまでも生き生きと暮らすために認知症予防のできる町として鳥取県の琴浦町が紹介されておりました。見られた方もいらっしゃると思います。2004年から継続して取り組みがなされている数少ない町の一つであります。

琴浦町では、鳥取大学医学部の認知症研究の専門医の浦上克哉教授の協力のもとに、まず認知症対策委員会を立ち上げて、そして04年度から認知症予防群を早期に発見するために65歳以上の介護保険未申請者を対象に、ひらめきはつらつ教室をスタートさせています。教室では、認知症理解に向けてのミニ講演とタッチパネル式コンピュータを用いて検査を行い、1次で困難が見受けられた方には2次検査に進み、軽度認知障害、認知症の疑いのある方は神経内科医が診察し、結果を説明し、

精密検査の必要のある方は専門医療機関の紹介をする。軽度認知障害の方には、ほほえみの会の参加を促していく。ほほえみの会では、血圧測定から始まって、体操、音読、計算などのプログラムを盛り込んだ認知症予防教室を続けてきているということです。

こうした中で、やはり認知症になられると本当に最初の間はそれがよくわからなくて、家族も本人もパニック状態になると。そして本当に虐待のようなことが起きたり、また世間の目を気にしたりというようなことで、どこへ相談に行ったらいいのか、また本人も家族も戸惑って同じようなことを味わっている人たちと話がしたいとしても、そうしたときにどこへ行ったらいいのか、そういうようなところで悩んでいらっしゃる方が数多くいらっしゃると思います。

ここの琴浦町のような、今これから内灘町もされていくであろう認知症の予防について、ぜひ一歩踏み込んだところで、なる前のところから皆さんでミニ講演を始めたり、こうしたいろんなほほえみの会なんかで体験したことを皆さんの前で発表したりして、みんなで情報を共通し合って、認知症も別に頭の中の血流の病気だというようなことで理解を深めていくようなところで、もっと温かくお互いに見守っていく、気にせず外へ出ていかれるようにすれば、その人らしく豊かに生きていくことができるというふうに思いますので、今後とも取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

一言お願いいたします。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 今ほどの鳥取県琴浦町の取り組みでございますが、私も今後検討してまいりたいと、勉強してまいりたいと思っております。

町では、各地区で現在、いきいきサロンなどの高齢者を対象とした介護予防教室を通じ

て、認知症の正しい知識や認知症にならないような講座等も開いております。

また、先ほども答弁で申し上げましたが、町民の皆様にも認知症のことを理解していただくことが大切なことと考えており、これまで町内7カ所において認知症高齢者見守り訓練を行い、正しい知識や対応の仕方について周知、啓発にも努めているところでございます。

今後も高齢者のみならず地域住民の皆様にも認知症に関して周知徹底をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ありがとうございます。

本当に認知症になっても全てがだめになってしまうわけじゃなくて、1カ所、1カ所と緩やかにいろんな機能が衰えていくということになってくるかと思います。本当に豊かに暮らしていかれるように手助けをお願いしたいと思います。

次に、関連してくるかと思いますが、公園の遊具についてお尋ねしたいと思います。

新聞に、退職後の新生活で公園デビューしてみませんか。今、全国の公園で大人が楽しく体を鍛えられる健康遊具がふえています。こんな記事が載っておりました。

背中カーブに沿って背筋を伸ばせる背伸ばしベンチ、グリップを握って腕立て伏せができるアームトレーナー、コの字型の平均台、腹筋ベンチ、つり輪など、高齢社会に対応して健康遊具がふえ、高齢者が使う機会もふえていると国土交通省の担当者が答えていました。

また、介護予防啓発事業として運動習慣日を開いているところもあります。資格を持った指導員、介護予防サポーターが健康遊具の効果的な使い方などを教えています。初対面

の方でも自然に交流が図られ、一人でできない運動も教室に来ればできていい。公園の健康遊具はいつでも使えてよいと、好評の新聞記事でありました。

内灘町にも公園デビューする方が多くなるように前向きに検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 長丸一平都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 今ほどお話ありましたように、近年、高齢者の健康づくりのために都市公園に健康遊具を設置する自治体がふえております。高齢者が気軽に体力づくりができる一方、体格が合わない子供が遊んでいて落下や骨折、手足を挟まれるといった事故が起きているという新聞報道がなされております。

こういった状況を考えますと、本町におきましては、子供用の遊具と大人用の遊具が混在する中での安全性や健康遊具の種類など、公園に健康遊具を設置することにつきましては、もう少し調査、検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 私も遊具によっては子供たちは全然危険だとは感じずに何でも構いますので、そういう点ではすごく遊具選びがとても大事なというふうに思います。

ぜひいろいろ検討していただいて、そこにそういう安全なものを置いていただければ、子供たちと一緒にまた交流も図れる。子供たちが遊んでいるのを見て一緒にしたりとかいうこともできるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

続いて、健康診査についてお伺いをしたいと思います。

金沢に比べて健康診査案内がわかりづらいという声がありました。たまたま金沢の方と

比べてみたところわかりづらいと。例えば、胃の検診にバリウムとなっていると。金沢では胃カメラも入っていると。集団検診では無理かもしれないけれども、病院によっては胃カメラもできるのではないかというふうには思いますけれども、そういうようなちょっとした細かい点のところで見ていると、これはバリウムだけしかできないのかなとか、そういうふう判断される方もいらっしゃるようです。

また、かかりつけの病院の基準値と集団検診のときの基準値が違っていると。集団検診のほうは厳しい基準値が設けられていると。できることなら、かかりつけの病院で健診ができるようになればいいと。

内灘近辺のところとか、産婦人科は結構遠いところも入れられておりますが、やはりかかりつけですと自分の体のことをよく知っているという点もありまして、健診のときにすごくいいのではないかということも考えまして、ぜひ健診のできる病院の拡大を図ってほしいなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 胃がん検診において胃カメラの検査を導入できないかということです。

胃カメラ検査の導入に当たりましては、専門医が実施する検査が望ましく、かつ実施後の診断には複数の医師によるチェックが必要とされております。実施するためには、専門医の確保と診断のためチェック体制を構築しなければなりません。

現在、検査実施可能医療機関は、金沢医科大学病院を除きますと町内1医療機関だけになっております。近隣の金沢市内の病院では2つの医療機関があります。このように検査可能医療機関が少ない中で、診療の合間に胃カメラ検査を引き受けていただける医療機関

の確保が検討課題となっております。

今現在、実施に向けまして、町内の専門医と協議中でありますので、今後見直しもあろうかと思えます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 バリウムを飲むなら胃カメラという方が多いかと思えますので、ぜひこの点につきましても見直しをよろしくお願ひしたいというふうに思えます。

最後に、安全・安心のまちづくりとしてお伺いをしたいと思います。

鶴ヶ丘3丁目交差点または向陽台のサンクスを内灘駅に向かって歩道を渡ろうとすると、青のうちに渡り切れなかったというような話をお聞きしました。この話をしていると、また足を痛めた方が、私も歩道を渡ろうとしたら赤になってしまって渡り切ることができなかったというようなことをお伺いしました。

本当に歩行者が大事になかなかされないような車社会になってしまいましたが、そういう中で車のほうは信号が赤になっても渡るといことで、猛スピードで赤になっても走っていく車をよく見かけます。そうしたときに高齢者の方たちは本当に確認をして渡ろうというようなときに、どうしても時間的にもなかなか渡り切れない。そうしたときに、金沢などではよくあるゆとり信号、手押しでぽつと押すと時間が長くなって歩道を歩きやすいと、渡り切れるというような信号がついているところがありますので、内灘町にもそういう信号を、何か1つか2つはあるというふうにお聞きしましたが、ぜひ信号をつけていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 高齢者や障害者の方が余裕を持って横断歩道を渡れるよう青信号を延長させる交通弱者用押しボタンと

いうものがあります。内灘役場前のその前の交差点、そしてもう1カ所、清湖小学校近くの向陽台2丁目交差点の2カ所に設置されております。

設置につきましては信号機の改良が前提となるため、高齢者や障害者の利用が多い交差点については津幡警察署を通じまして石川県公安委員会に要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 最後の質問をさせていただきたいと思えます。

海岸の侵食対策について、町の対応をお尋ねしたいと思います。

西荒屋、室の海岸線侵食が昨年と比べて大変ひどくなっているというお話を伺いました。見にも行ってきました。町の対応策についてお尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 今ほどの議員ご質問の海岸につきましては、昨年、町で海岸パトロールを行った際、侵食の激しい箇所を発見いたしました。速やかに県の担当部署のほうへ安全対策の実施と対策事業の要望を行ったところでございます。

町としても定期的に大きな変化がないか注意深く当該箇所の点検を行っております。現状ではまだまだ危険な状態でありますことから、今後も引き続き県、国に対しまして海岸保全事業の早期実施について要望を行ってまいります。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひ危険ですので、今後とも要望等をされまして、危険のないように対処していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長【夷藤満君】 2番、中島利美議員。

〔2番 中島利美君 登壇〕

○2番【中島利美君】 議席番号2番、中島利美です。よろしくお願いいたします。

通告に従い一問一答方式で質問させていただきますが、質問の順番を少々入れかえて質問させていただきますので、町長を初め担当の部長の皆様方には、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに……。

○議長【夷藤満君】 済いません、ちょっと待ってください。ちょっと時計がとまっておりますので。

ここで時間がとまった都合によりまして、一言私のほうから。

議員各位におかれましては、一般質問につきまして通告制をとっておりますので、通告のない質問はされませんようお願い申し上げます。

済いません。中島さん、よろしくお願いいたします。

○2番【中島利美君】 はい。ありがとうございます。続けてでよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思えます。

まず初めに、ペットの墓地についてお尋ねしたいと思います。

近年、犬や猫などのペットを飼う人が大変増加傾向にあります。内灘町内だけでも犬の登録件数は1,440匹、未登録の犬や登録義務のない猫、その他の小動物を数えれば、その数は優に2,000匹を超える数になると推測されます。内灘町の世帯数からすれば、今や5軒に1軒の割合でご家庭で何らかのペットを飼われているという現状となっております。

そして最近ではペットを飼う状況も大きく変わってきており、ペットも家族同様にとともに暮らし、とりわけ高齢者の方々などは自分の子供のように溺愛し、そのかわいがり方は大変なものです。

しかし、そのペットも命あるもの。必ず命

を全うし死を迎える日がやってきます。そのとき飼い主の方々には家族を亡くしたと同じように大きな悲しみに包まれ、中にはペットロス症候群と言われる精神的、身体的なショック状態に陥る人もいるということです。その原因の一つには、亡くなったペットの葬儀や埋葬方法、その後の供養の方法などにも問題があると言われてしています。

最近のペットブームから民間のペット葬儀社は石川県内でも10社近くありますが、いずれも金沢市の南部方面や加賀地区にあり、内灘町からはかなり遠い立地条件となっております。また、葬儀、火葬、納骨などに至るまでを民間の葬儀社でとり行ってもらおうと、最低5万円から高いところでは十数万円、20万円以上と多額な費用がかかり、経済的な負担は大変大きく、誰もが気軽に利用できるものではありません。

では、実際にペットを亡くした方々はどのようにしているのか。聞き取り調査を行ったところ、大きく分けて5つのパターンがありました。

1つは、今ほどご説明したとおりに、民間のペット葬儀社に依頼し納骨までお願いする方。

2つ目は、海や山、雑木林などに自分で穴を掘って無断で埋葬する方。これに関してはご存じの方もいらっしゃると思いますが、内灘霊園の中にはあちらこちらに「ポチのお墓」「タマのお墓」といったような木札が立てられており、半ば暗黙の了解のように内灘霊園の松の木の根元あたりにはたくさんの動物のお墓が設置されております。これは半ば暗黙の了解のような状態となっております。

3つ目は、火葬までを民間の葬儀社で行ってもらい、遺骨を海や山に散骨する方。

4つ目は、民間業者で火葬の後、遺骨を自宅でいつまでも供養される方。

そして5つ目は、自治体の斎場で何匹かの犬や猫、動物をまとめて火葬する方法となっております。この5つ目の方法に関しまして

は、自分が持ち込んだペット、動物1体だけを火葬するのではなくて、幾つかまとまってから火葬するという方法になっておりますので、当然その遺骨というものは持ち帰ることが不可能です。また、持ち込んで受け付けをした後もその日に火葬されるとは限らずに、数日後、その火葬がいつ行われるかということもわかってはおりません。

以上、ご説明したように、人によってはそのペットの埋葬方法もさまざまでした。

しかし、お話を伺ってみると、本当はほとんどの方が、人間と同じようにペットも火葬し、遺骨を自分たちの住む近くに納骨し、いつでも自由にお参りができれば、できることならそうしたいとおっしゃっております。

さきにも述べたように、今やペットも家族同然です。ペットが亡くなった後の供養が思うようにできなかつたり遺骨の処分に困っている方が本当にたくさんいらっしゃるのです。特に高齢者の方々の中には、多額のお金を払って民間の業者に預けてはあるものの遠くてなかなか行くこともできず、寂しい思いは募るばかりとおっしゃっております。

そこで、ぜひ内灘町に動物専用の合葬墓のようなものがつくれないか、ぜひつくってほしいという町民の多くの要望が寄せられております。

川口町長も以前は犬を飼っておられたとも伺っております。動物への思いは熱いものと思います。また、先日は北國新聞にも、内灘町が地域猫の避妊去勢手術助成の記事が掲載されており、文中には動物愛護の町と紹介されておりました。

以上のようなことも含め、町は今後、動物の墓地などをどのようにお考えになるのか、ぜひお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

さきに、私が以前ペットを飼っていたというお話、今でも飼っておりますので。

それでは、お答えいたします。

自治体によるペットの合葬墓の設置は、全国的に事例が少ないのが現状でございます。県内におきましても動物専用の合葬墓はないようでございます。

議員のおっしゃるように民間のペット葬儀社は県内に複数ありますが、民間での葬儀、火葬、納骨をすると多額の費用負担がかかることは認識をしております。

民間業者を利用した場合、個別火葬を選択すれば合葬墓等に納骨が可能ですがございますが、河北斎場の動物専用焼却施設を利用された場合は他のペットとの合同火葬であり、焼骨の引き渡しは行っていないのが現状でございます。

動物の墓地につきましては、町で運営すべき施設なのか、設置するとすれば、墓地の形態、設置場所、建設費、維持管理面等、十分な研究が必要と考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 今回の質問に当たり、私もいろいろと調査をさせていただきました。全国では、既に自治体でも動物の慰霊碑やモニュメントといったようなものを設置しているところが数カ所ありました。その背景には、公衆衛生やその他公共の福祉の見地から、ペット霊園の設置が適正に行われることが必要との考えが全国的に広まってきているというところにあります。

中でも、神戸市では動物慰霊碑を設置し、年に1回動物慰霊祭を行っております。慰霊祭には230人もの方が訪れ、動物たちの冥福を祈ったそうです。このように、既に全国の各自治体が動物愛護の精神から取り組みを始めております。

残念ながら石川県内ではこのような取り組みをしているところはいまだありません。

そこで、内灘町がまず先駆けて動物慰霊碑の設置に取り組み、「内灘町はさすがや」「川口町長はさすがや」と言われることは間違いないと思います。先ほども町長のご答弁からは、これにはいろいろな研究や調査が必要とありましたが、そのことも含めまして、ぜひ町長の見解としてこのお話を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

町の犬の登録件数は増加傾向でございますが、ペットを飼われていない町民の皆様も多数おいでになり、設置することは現段階では難しいと思っております。しかし、ペットを飼われている家庭も増加傾向にあり、動物合葬墓の設置などにつきましては今後研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 ありがとうございます。

ここで、動物愛護管理法について少しご紹介をしたいと思います。

動物愛護管理法第2条、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。」。また、これは死体取扱規則、これは人に対しての法令なんです。死体に対する礼儀というものが載っております。「第5条 死体の取扱に当っては、死者に対する礼（礼儀）が失われることのないように注意しなければならない。」、このようなことが法令で定められております。

このように、私は、子供たちに今後、人間のみならず動物も含めた命のとうとさや亡く

なった後もその思いを大切にすることの重要性を伝えていくことも私たち大人の役目ではないかと思っております。動物が好きとか嫌いとかそういった問題ではなく、命の尊厳の大切さと亡くなった者をしのび供養するという道徳的観念から、町が率先して動物愛護の精神とともに動物慰霊碑の建設をぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

先ほどから川口町長には、今後この件については調査、検討し進めていくというふうにお答えいただいておりますので、これ以上の追及はやめとしたいと思っておりますが、ぜひぜひこの件に関しては、私もぜひ実現するまで川口町長のほうにはお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思っております。

今年度から新事業として始めました産後安心ヘルパー派遣事業についてお尋ねいたします。

子育て支援ナンバーワンを目指す当町でこのような新事業がスタートしたことは、福祉を専門分野として取り組んでこられた川口町長の町政に対する特色の一つとも言えるのではないのでしょうか。

この事業は、昨年6月に国が少子化危機突破のための緊急対策の一つとして産後ケアの強化を打ち出したものです。

近年、産後の育児不安や児童虐待との関連も指摘されていることから、産院から退院後の母子にできる限り早期に接触を図り、必要な支援につなげることが大切とされています。とりわけ乳幼児の虐待は命にかかわるような重症例が発生しやすく、虐待の2次予防としての早期発見、早期対応にも効果が期待されております。

また、近年の家族形態の多様化や手狭な住宅事情などにもよって実家や親族の援助も受けられないといったケースも年々増加傾向にあります。

さらに、当町の特色の一つとして、近年、若い世代の夫婦が新居を求めて当町に移り住み子育てを行うといった方々が大勢いらっしゃいます。その中には、他町や他県から来られて近所に親戚や知人も全くいないといった方々も少なくはありません。

出産したら誰でもが母親になれるものではなく、産後、十分な休息をとりながら、赤ちゃんの成長とともに子育てを乗り越えていく過程の中で母親として成長していくと思われまます。そのようなことから、この産後安心ヘルパー派遣事業は、まさに母親の心身の回復を助け、育児力を高めるための大切な事業と思われまます。

そこでお尋ねいたします。当町が考えるこの事業の目的と、事業がスタートして約2カ月がたちますが、利用実績をお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 大徳茂町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 この事業の目的でありますけれども、出産の日からおおむね1年程度の産婦が体調不良や心身の疾病等及び家族による支援が難しいことにより育児または家事が困難な場合に、支援としてヘルパーを派遣するものでございます。

利用実績ですが、今現在のところ実績はございません。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 今のところ実績はないと伺いましたが、当町のこの事業概要はおおむね野々市市さんのものを参考にされたと伺っております。野々市市さんは既に数年前からこの事業に取り組んでおられ、野々市市さんの年間利用実績はご存じでしょうか。私が伺ったところでは、毎年10件にも満たないようなとても少ない利用件数と伺っております。町はこの野々市市さんの利用実態を伺ってどう捉えているのかなと私は思います。現

在、当町での利用者もゼロ。この要因はどこにあるのか。

私は、当町が作成したこの事業に関するチラシを拝見しましたが、チラシというのは、（資料提示）このようなチラシが現在子育て支援センターと保健センターのほうに置かれていると伺っております。このチラシを私は拝見して思ったことは、女性の一人として、まずこれを見ても利用したいなどは余り思わなかったんですね。それはなぜか。やはり事業の発想そのものが行政目線で、利用者の目線に立っていないなということからなんです。

まず、ここにも書いてありますが、「育児や家事が困難な方」とありますが、利用者すなわち読み手側からすれば、よっぽど困ったときじゃなかったら利用できないのかなというふうな捉え方になります。そのような方の支援はもちろん大切なではありますが、そこまでには至らなくても、初めての子育てで不安を抱えている方、また産後鬱^{うつ}になっている方など、精神的な支援を必要とされている方はたくさんいらっしゃると思います。

また、この事業に最も必要で今後求められることは緊急時の対応です。例えば、お母さんが急に病気やけがをして赤ちゃんのお世話ができなくなったときなど、周りに頼る人も知り合いもないといったときこそ、この事業の必要性が求められるのではないのでしょうか。しかし、この事業の申し込みや受付は子育て支援センター、通称カンガルームで、そして実際に派遣されるヘルパーさんは社会福祉協議会となっております。

そこでお尋ねしたいと思います。案内のチラシの中では、ヘルパーの派遣時間は午前9時から午後5時、土日祝日も対応可能とありますが、緊急時や時間外、子育て支援センターが休館日のときなどの申し込みや問い合わせ、また社会福祉協議会との連携などはどのようになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 議員のご質問にお答えをいたします。

緊急時、時間外、子育て支援センターが休館のときなどの申し込みや問い合わせ、また社会福祉協議会との連携はどのようになっているかということですが、ヘルパー派遣は、利用者の体調や利用期間、支援の内容等を保健センター保健師と情報交換を行いまして利用を決定し、委託業者に派遣を依頼するものであります。緊急時の対応は、このヘルパー派遣事業では現時点では難しいと考えています。また、先行して実施している自治体で時間外利用はないと聞いております。

現在、社会福祉協議会のみが委託先となっておりますが、今後365日24時間対応可能な民間業者などを委託として活用する考えはあるかということ……。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 ありがとうございます。

今ほどの答弁では、おおむね事前に把握できるような事例には対応するというような多分ことだと思っております。概要にもそのように書かれてありますし、規則は1週間前に申し込みが必要と原則となっておりますよね。

でも私が今質問にも申し上げましたように、緊急時こそやっぱりこういう制度がすごく必要となってくるし、私は利用者側の立場としたらそういうときの対応が一番求められると思うんです。

今の答弁の中でも、他町ではない、他町という自治体でそういった時間外の対応をしているところはないということだったんですが、ここで本当にお伺いしたいのは、社会福祉協議会さんだけでなく、例えばの話、2つとか3つの民間業者にこういった事業を委託することによって連携も生まれ、それ

こそ今言われたように365日24時間の対応というものが可能になると私は思うんです。

なのでお伺いしたいんですが、今後、町としては、社会福祉協議会さん以外に民間のそういった業者さんにこういった事業を委託するお考えはあるのか、お尋ねいたします。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 現在は社会福祉協議会のみが委託先となっておりますが、今後365日24時間対応可能な民間業者などを委託先としまして活用する考えはないかということなんですけれども、今年度は、町内においてヘルパー派遣事業に実績があり、需要見込みに対応できる業者として内灘町社会福祉協議会に委託をしております。

民間事業者等への委託ということなんですけれども、いまだに先ほど言いましたとおり利用実績がございません。今後、利用状況等を見ながら、民間業者への委託や事業の啓発も含め今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 担当部長に申し上げたいと思います。実績がないからやらないのではなく、実績はつくるものだと私は思います。それを内灘町がぜひ率先してやっていただきたいと思います。

今ほど社会福祉協議会さんの説明の中に、ヘルパーさんが対応可能だということでおっしゃっておられましたが、多分この事業に当たりまして社会福祉協議会さんのヘルパーの皆様も研修やお勉強もされていることとは思いますが、今現在、社会福祉協議会さんに至ってはほとんど9割以上、おおむね99%近くが高齢者の方、障害者の方のヘルパー事業がほとんどだと私は認識しております。そしてこの産後安心ヘルパー派遣事業に至っては、対象者は赤ちゃんになるわけですよね。もち

ろんお母さんのケアというか、その見守りとかいうことも対象はお母さんにもなるかと思うんですが、でも赤ちゃんのおむつ交換もあり、授乳というか、おっぱいを、ミルクを飲ませることも出てくるでしょう。そして、もしかしたら赤ちゃんをお風呂に入れなくてはいけないという事案も出てくるかもしれない。そうなったときに本当に社会福祉協議会さんが全く対象の違う、高齢者や障害者さんたちと違う赤ちゃんというものを実践してすぐどこまで対応できるのかというところも、私はやっぱり正直不安材料の一つでもあるんですね。

そこで私が町にお願いしたいのは、やはり赤ちゃんとか乳幼児というものの専門家、いわゆる保育士とかそういった方ですよね。看護師。そういった赤ちゃんになれていらっしゃる方というか、そういった方々をぜひこのヘルパー派遣事業に私は適用していただきたい。そういった意味も含めまして、社会福祉協議会さん以外のそういった民間事業者に委託するということが今後必要なのではないかと思うんです。

やはり対象は赤ちゃんです。いろんな思わぬ出来事も発生してくると私は思います。なので、ぜひ先ほどからも言っている365日24時間といった緊急事態や時間外の対応も含めてなんですけれども、社会福祉協議会さん一つだけに委託するのではなく、業者間の相乗効果も含めまして民間業者の登用をぜひお願いしたいと思います。

それと、このチラシ自体が対象者である妊婦さんや産後のお母さんたちに余り手渡っておらず、この事業自体が今現在周知されていないのが現状だと思います。

私はきょうの質問に至るまで、ずっと町のホームページ隅から隅まで見させていただいたんですが、残念ながらこの「産後安心ヘルパー派遣事業」という文字はどこにも出てきませんでした。まず登録されておられませんね。

この周知ができておりません、ホームページでも。これに至っては利用者はあられなくても私は当然かなとも感じました。今や情報はインターネットでの情報収集の時代です。ホームページに関しましては、きょうすぐにも取りかかって作成をしていただきたいと思います。

また、この事業が広く周知されるために、妊娠がわかった段階で誰もが受け取りにくる母子手帳と一緒に初回無料券などを配布してはどうかと思っております。当町ではまだ始まったばかりの事業であり、利用者も事業者も手探りの状態です。利用者のお母さんたちにはハードルを低くして、ささいな悩みや相談事でもまずは利用していただくことから始めていただきたいと思います。事業者にとってもいろいろなお母さんや赤ちゃんたちに接することで経験を積み重ね、よりよいサービスを提供していけるよう、とにかくまずはお互いに利用していただくことから始まるのではないのでしょうか。

子育て支援ナンバーワンを目指すことは川口町長の公約でもあり、この事業の充実こそが妊娠、出産、子育てに至るまでの連携した支援であります。全国の自治体では既にさまざまな取り組みがなされており、中でも東京の世田谷区と武蔵野大学では共同で宿泊型子育て支援施設を実施したところもあります。国がこのモデル事業として導入を決めたそうです。幸い当町にも金沢医科大学という立派な学校と病院もあり、将来的には世田谷区のような取り組みも夢ではありません。

石川県では同様のヘルパー派遣事業を行っているところは幾つかありますが、24時間365日対応という自治体はいまだ一つもありません。妊婦の歯科検診に18歳までの子ども医療費助成、ファミリーサポート事業にこの24時間365日対応の産後安心ヘルパー派遣事業が加われば、鬼に金棒、石川県下子育て支援ナンバーワンは間違いありません。

ぜひ川口町長のこれまでの福祉分野で培ってこられた手腕と決断力で初回無料券の配布と24時間365日対応の実現を目指してよろしくお願ひしたいと思ひますが、町の見解をお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 今のお話の中で無料券という件も出ましたけれども、この産後安心ヘルパー派遣事業は今年度の新しい事業でありまして利用実績も今ありません。事業の啓発も含めて今後検討してまいりたいと思ひております。また、24時間対応の事業ですが、利用される方の実績状況等も踏まえ、今後考えてまいりたいと思ひます。

いずれにいたしましても、産後安心ヘルパー派遣事業を含め、子育て支援施策事業の全体のさらなる充実に努めたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 済いません。時間もなくなりましたので、次の質問に移らせていただきたいと思ひます。

最後に、高齢者や障害者の虐待の実態と、昨年度策定された内灘町地域福祉活動計画について質問させていただきます。

先日、北國新聞に金沢市の高齢者、障害者、また児童に対する虐待の記事が載っております。きょうは、その中の高齢者と障害者についてお尋ねいたします。

金沢市の報告では、障害者虐待と判定されたのは6人、高齢者虐待においては、相談及び通報件数は144件、うち79件、約半数が虐待と判断されました。私はこの記事を読んで、石川県内で、私たちの住むすぐ隣の市でこのような深刻な事態が起こっていることに驚きを感じました。近年、高齢化社会がますます進んでいく中で、当町としても人ごとではなく、緊急性を要する重要な問題だと考えてお

ります。

そこで、お伺ひいたします。当町で金沢市のような虐待に関する実態調査を行ったことはあるのか。また、あるとすればその実態はどうだったのか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 本町では虐待に限った実態調査は現在行っておりませんが、ケアマネジャーや相談員、民生児童委員など福祉関係者の方々に虐待防止に関する啓発と虐待情報の通報依頼を行い、さまざまな機会を捉えて情報収集とその対応に努めているところであります。

また、本町における虐待に関する相談、通報件数についてですが、高齢者に関しましては25年度7件、うち虐待と判断したのは2件でございます。そのうち1件は緊急性があると認め、施設に一時保護いたしました。残りの1件につきましては、本人並びに家族と今後のことも含め十分協議し、ご理解をいただいた上で見守っていくことにいたしました。

障害者に関しましては、25年度の相談、通報件数は1件で、調査確認の結果、虐待ではございませんでした。

なお、本年度に入って高齢者、障害者に対する虐待事案はお聞きはしておりません。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 今ほどの説明では、幸いにも当町では件数的にはそれほど多くないのかなと感じましたが、虐待というのは、ともすれば命にかかわる重大かつ重要な問題につながってきます。

当町では、虐待の相談や通報があった場合どのような対応をとられているのか、お答えください。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 町では、本人

はもとより家族、ケアマネジャー、民生児童委員、知人などさまざまな方々から相談や通報を受けた場合に、まず役場福祉課で直ちに事案の調査確認と対応を協議します。

次に、必要に応じて石川県の専門チームや警察等も含めまして対応を検討いたします。その際、場合によっては立入調査を行うこともあります。その後、本人に必要な支援対策を行うとともに、経過観察、周囲を取り巻く関係者で見守り、追跡調査をすることにしております。

なお、虐待事案の対処に当たりましては、特に生命の危機に着目し、緊急性を念頭に迅速な対応に努めるよう心がけております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 行政として当町でも適切な対応をされていることと思いますが、さきにも申し上げたとおり、高齢化社会はますます進み、今後は行政の対応だけでは目も手も行き届かなくなっていくと思われま

す。そこで重要視されてくるのが、昨年度当町において策定されました内灘町地域福祉計画及び地域福祉活動計画です。高齢者や障害者のみにかかわらず、地域全体で一人一人を見守る共助の力が重要になってくると思われま

す。とりわけ当町では、町全体に全町会に公民館が設置されているという全国でも珍しい、すばらしい町であります。この特性を生かし、各公民館や町会、区長会とも連携を図り、せっかくつくった計画を絵に描いた餅で終わらせることのないように地域福祉活動計画に沿った一日も早い取り組みが望まれます。

計画策定後、現在はどうなっているのか。この問題については、2年も3年もかけて実行に移すというような悠長なことは言うては

おられません。できる限りのスピード感を持って地域の方々のご理解とご協力のもと実践と行動に移していただきたいと思いますが、町の現状と今後の見解をお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 大徳町民福祉部長。

〔町民福祉部長 大徳茂君 登壇〕

○町民福祉部長【大徳茂君】 町では、今年3月に作成いたしました地域福祉計画のダイジェスト版を活用しながら地区説明会を順次開催し、各地区での取り組みを推進していくことにしております。これまで町会、区長会、民生児童委員協議会等の会議におきまして趣旨をご説明し、今後の協力依頼をさせていただき

ました。現在、各地区での具体的な説明会の内容検討や日程調整を進めており、準備が整った地区から順次開催することにしては

ありますが、今後一層加速させまして、できるだけ早い段階で説明会を開催し、計画の周知、啓発と取り組みの推進に取り組んでまいりたいと思

います。よろしくお願

いいたします。

以上です。

○2番【中島利美君】 ありがとうございます。

○議長【夷藤満君】 次、11番、水口裕子議員。

〔11番 水口裕子君 登壇〕

○11番【水口裕子君】 この前の3月議会の清水議員に続いて私も60回目の一般質問となりました。少しも上達しないのですが、最近、集団的自衛権、秘密保護法、原発の再稼働、そして原発の輸出、忘れられて置き去りにされていく福島

の被災者の人たち。こんな状況の中で最近の質問は、議員になったころの風力発電とかエコスクールとか女性議会とか、わくわくするような提案ができなくなっているのですが、これでも精いっぱい町民の皆さんの安全・安心と生活向上のために質問しておりますので、きょうは時間も遅くなりまして大変ですが、町執行部の方々も、余りおもしろくない質問、不得手な質問、そんなこともいろいろあるか

もしれませんが、しっかり受けとめていただいて答弁をしていただきま

すようにまずはお願いして、一問一答で質問

をさせていただきたいと思います。

まず、北部開発促進協議会から町長に出された北部開発についての提言書について幾つかお尋ねします。

町は378万円でコンサルタント会社に北部調査を依頼しましたが、まだその結果は出ておりません。それなのに町は今出てきた提言書を重視し、向こうのほうの住民の方々の総意として扱っていくというふうに先ほど町長もおっしゃいました。

昨年の6月議会で私は白帆台について質問し、説明会を開くように求めました。そのときに長丸部長は、調査した結果がないので、その結果が出なければ検討材料もないので説明会もできないし検討もできないというふうな旨の答弁をされました。にもかかわらず、このたびはまだコンサルトの結果がないままに、町は北部開発促進協議会に参加もして、アドバイザーとしてですけれども参加して、ともにこの提言をつくってきたというふうに総務産建常任委員会などでも説明されています。

そのほうが後戻りのないよい提言ができるというふうなことが理由の趣旨だったと思いますが、この提言書においてインター建設についてが大変大きなウエートを占めていると私は思いますけれども、このインター建設については、その場所を含め賛否いろいろな意見があったことは、ここにいる皆さんもよくご存じのはずです。当時は、白帆台は町会を挙げて反対でした。そのいきさつを考えれば、今回の町の態度は住民全体の立場に立っているとは私には思えません。

北部開発推進協議会は20回も開かれて頑張っただけというふうなことでしたけれども、開発を推進するというその名前のとおり、開発を推進したい人たち、白帆台の真ん中にインターをつくりたいなと思っている、そういう人たちと町のなれ合いというふうになってはいなかったのか。その推進協議会の外に

対してはどんなふうであったのか、お聞きしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 長丸一平都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 昨年の6月定例会で北部地区基本構想事前調査業務の費用として400万円の補正予算をお願いしまして、各種資料の収集や検討業務を行ってきたところであります。昨年の6月時点で白帆台住人の意見を聞いたかどうかということにつきましては、町の方向性が決まった時点でと説明したものでございます。

それから、先ほど言われておりました町職員が事務局員として会議に入っているのは、北部開発促進協議会からの依頼により事務局員の職務を行っているものでございます。その職務は、本会の事務や事業を処理するための事務局長の職務を補佐するために会議に同席しているものでございます。

また、北部開発促進協議会の理事、役員の方々は一般町民の方であり、法律的なことや図面化することなどはふなれなことでもあり、同席の事務局員は、助言はしますが決して事務局員みずから意見を言うものではございません。全て北部地区の住民が自分たちの地域の将来構想についてみずから動き、議論を重ね、このほど町へ提言書を提出されたものでございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 町の立場とかそういうことはわかりました。

ただ、やはり納得いかないのは、そしたらコンサルタントに依頼した調査というのは一体何だったのかということになります。今回出てきたその提言を住民の総意として重く受けとめ、それを実現に向かってやっていくということは、一体その整合性はどうなるのかということをおはもう一度申し上げておきたいと思えます。

この提言書が出ましてから白帆台に行きま

して、町内で出会った若い人たちに意見を聞いてみました。犬を連れて散歩している方とか駐車場で車を洗っている方とか立ち話をしている方、そういう方々に、若い方に意見を聞いてみたら、「町会の代表がどういうふうに使われたのかは知らない」、「北部開発推進協議会自身を知らない」とか「そういうことが話し合われているのを知らなかった」とか「町会は中央インターに反対してくれているものだと思っていた」というふうな声ばかりでした。

このことについては、町会のほうの住民に対する周知の問題かとも思いますけれども、けれども今出てきたこの提言を町が総意として受けとめて進めていくからには、町も町会と一緒にあって、やはりこれだけ皆さんが知らないというふうに、私が出会った方は皆さん知らないとおっしゃっておいりましたので、住民に対する説明会をすぐに開くべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

平成24年にインターチェンジの説明会が開かれたが、それは十分な説明会とは言えず棚上げ状態だというふうに提言書の中には書かれておりましたけれども、そのときその説明会を傍聴した私は、インターがつくられる白帆台の住民からは反対意見が相次いで、総意として反対ということで決着がついたと思っておりましたので、この提言書には住民の方と同じように驚いています。

住民の方々もそういうふうに驚いていられるようですので早くに説明会を開催していただきたいが、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 北部地区基本構想事前調査業務を進めていく上では、町独自で進めるのではなく、北部の方々との方向性の意思統一を図りながら進めていくことが重要ではないかと考えております。

事前調査業務が終わりましたら、県の関係

課と事業化への課題等を整理しながら、また議会の皆様とも協議し、町としての方向性を見出していきたいと思っております。その見出した町の方針について白帆台町会や関係町会にお示しし、理解を求めた上で整備位置の最終決定としたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 昨年の何か6月議会のぶり返しのようになっていておられますけれども、やはり今違うのは、町が総意としてこの真ん中にあるインター、白帆台中央のインターの書かれているこれを町が総意として受けとめたというふうにおっしゃっている点です。やはりそれだけ事態が動いているわけですから、もう全てが決まってから住民に声をかけるのではなく、決まっていく過程において住民の声を聞くということが大変大切だということは情報公開の常道です。

決まってから、これはどうですかと言うんじゃないなくて、決まる過程において、これはどうですかというふうに言うべきだと思いますが、そのことはどうでしょうか。そしてまた、北部の人たちだけでなく、南部地区の人たちにもそういうふうにして意見を聞くべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 似たような答弁になるかもしれませんが、私ども、提言書については北部の方々が集まった意見を集約されたものです。それを参考意見としてということでお答えしていると思っております。参考意見として、町のビジョン策定の参考意見として伺ったというふうに言っております。ですから、まだ町の最終的な方針というものが見えていない状態で白帆台地区とか地元町会に説明に行くのはいかがかと思ひまして、昨年6月議会の答弁と同様な答弁となったものでございます。

それから、南部の人にも意見を聞くべきで

はないかということですが、北部地区基本構想につきましては、上位計画であります都市計画マスタープランに反映させることとしております。町の都市計画の指針となりますこの都市計画マスタープランは、全体構想がまとまった段階で町内全域の住民説明会やパブリックコメントを求めることとなっております。そういった中で説明をしていきたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 南部地区の方には、それでもうとにかく意見を言う場が与えられるということはそれでいいと思います。けれども北部、当該地区の方にとっては、やはり午前中の生田議員の質問のときにも、町長はこれは総意として受けとめているというふうにおっしゃったと思います。参考としますというふうなお返事ではなかったと思いますが。

それでは、もう一度今お聞きします。もし私の聞き違いだったら困るので、もう一回お聞きします。これは単なる参考ですね。提言は単なる参考なんですね。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 午前中の生田議員の答弁にもいたしましたけれども、提言内容を参考意見としまして基本構想をしっかりとまとめていきたいという午前中の町長の答弁でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 では、私がなぜ南部地区の人にも意見を聞くべきかというふうに言っているのは、これは町民全体にとって町の税金、予算、そういうようなものの使い方でもこれでいいのかというふうに議論になっていく大きな事業だと思うからです。

町は、この北部開発についての長期資金計画を示していただきたいと思います。財源は大丈夫でしょうか。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 今、事前調査を行っている段階でございます。その事前調査をもとに、今後、県農林部局、道路部局、公園部局等々、事業の問題点、課題、採択があるのかないのか、そういったことも協議を進め、最終的にやれるもの、やれないもの、ふり分けをしなくてはいけないと考えております。そういったものが終わった後に、こういった事業がやれるやれないを見きわめた上で事業化の見通しができるものと考えております。そういった時点じゃないと概算事業は見えてこないものと考えております。その時点で、概算事業ではあります資金計画をお示ししたいと思っております。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 財源について、採択はあるかないかということもありますけれども、やはりこういうふうな大きな計画が出てきているのは採択があるだろうというふうな計画のもとに、これは町民の総意としてやっていきたいというふうな話があるんだと思いますので、やはりできるだけ早くに資金計画を示していただくようお願いいたします。

そして、北部の人たちについての、特に白帆台の皆さんについての説明会は、町が今幾ら言ってもする気がないようですが、町会として町会の皆さんにしっかりと示していただけるように、町からの指導もまたしていただけるようお願いしておきたいと思っております。いかがでしょうか。

白帆台の皆さんにとっては大変大きな問題です。町が説明会をしないというふうにしてもおっしゃるのなら、町会独自でも、知らないという人が私が出会った限り、その人たちはみんな知らないと言っているのですから、説明会をするべきやと思っておりますので、そういうふうにも町も協力して指導していただけるようにしてほしいと思っております。いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 町としては方向性が見えた時点で説明会に行きたいということは変わっておりませんが、白帆台町会さんに、今、北部の住民からの提言書としては町へ出てきました。それは決定されたものではございません。なるもの、ならないものたくさんあるかと思えます。それについて今インターだけに限ってお話しかと思えますけど、白帆台町会独自でこのインターがいいのかどうか、町から白帆台町会に申し入れろというような趣旨かなと思えますけど……。

じゃ、恐れ入ります。もう一回。

○11番【水口裕子君】 白帆台に申し入れろというんじゃなくて、白帆台の町会としてそういう説明会、こんな提言書がありますということを白帆台の皆さんにその内容を説明するように。提言書についてもちゃんと指導というか相談に乗って、その中に入ってちゃんとうまくいくようにお手伝いされたんですから、白帆台の町内会の説明会についてもちゃんと町は相談に乗って、白帆台の皆さんが知らないよと。もちろん北部のほかの住居地の人も、もしかしたらご存じないかもしれませんが。皆さんに知らしめるように町も協力してほしいということです。

○都市整備部長【長丸一平君】 続けたいと思います。

こちら白帆台町会さんのほうに確認したところ、町会役員会には説明した旨は聞いております。ただ、全体については町会長の判断かなと思えますので、そここのところまでは承知しております。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 とにかく情報は早目に出す。全て早目早目に出すということで、お願いしておきたいと思えます。

次、内灘闘争跡地の取得について、その後の進展をお伺いします。

北部開発促進協議会の提言にも取り上げられております。今ほど申し上げました提言の中にも、この内灘闘争跡地をしっかりと保全していきなさいよということが書かれております。

また、町議会での同僚議員の一般質問、それから石川県と観光協会が出しましたこのようなパンフレットが（資料提示）、加賀百万石ウォークというのがありますが、この加賀百万石ウォークの中でも金沢市のウォークの一つの例として6カ所しか出ていない、金沢市として。そのうちの1カ所が内灘町の「内灘の風を感じよう！」という資料館とか着弾地を見て歩こうというのが一つ入っております。河北郡市ではこれたった一つです。それだけ内灘町のこの闘争跡地というのは、やはり魅力もあるし価値もあるところなんです。

それなのに全然進みません。土地改良組合は、観光バスなどが来てもとまれるように、その前に駐車場までつくって来ております。町はこれらの声に応えて、いつ跡地を文化財にできるのですか。その後の経緯をお伺いしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 久下恭功教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 着弾地観測所の町文化財指定につきましては、現状のまま指定することを基本に土地所有者の県と協議してまいりました。その協議の中で小濱神社社址及び着弾地観測所周辺の整備計画の提出を求められ、県に提出しているところであり、現在その回答を待っている状態であり、その結果を受け、文化財指定を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 では、その計画を出されたのはいつで、もう半年以上たっているのではないですか。スピード感のある町政ということについてどうなんでしょうか。どれ

だけたっておりますか。もうお返事が来てもいいころだと思いますが。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 半年ほど前にどうか、正確な日にちはわかりませんが、出しましたところ、正確な図面をくださいということがあり、その後それを作成するというところで進めております。

ただ、県のほうも人事等で組織等も少し変わったようでありますので、今、県はそれを受けていろいろとこちらに向けてまたボールを投げ返してくれるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 県の担当がかわったというのは余り理由にならないと思います。むしろ町が軽んじられている。町のこれが大切だということがわかっていけばきちっと県の担当も申し送りをしてくれるだろうし、そんな担当がかわってどうのこうのというのは問題外だと思います。もっとしっかりと主張してほしい。いつまでも今の状況では町の威信にもかかわります。

北部開発推進協議会のここにも提言されていると書きましたけれども、ここの顧問には町長も名前を連ねていらっしゃるんですよね。それから内灘町選出の米田県議も顧問としてここにお名前を連ねていらっしゃるんですよ。町長と米田県議がしっかりとこの提言書に名前を出された。この提言書の中で、これは大切なところですよ、しっかりと見直しし、資源を生かした事業をしていってくださいよというふうに書いておられるんです。

これについていま一度、今後の見通しは、町長いかがでしょうか。言いにくいことかもしれないけれども、言いにくい質問にもぜひともお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 手続を踏んで進めているということについては、今その最中でありまして。そして町が今ボールを向こうに投げているわけですので、そのボールがどう返ってくるのかを町は受けて進めるということでもあります。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 サッカーでもバスケットボールでも、ボールを余りいつまでも持ち過ぎたらこれはファールになるというふうに私は何か聞いたように思いますけれども、早く放り返していただけるように、また努力をしていただきますようお願いいたします。

それから、文化財指定をしなくても、それまでも手入れはできます。権現森だけでなく、西荒屋のほうに残されているもう一つの着弾地の整備、それも全くできていない状態だと見ております。保全策はいかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 小濱神社社址及び着弾地観測所周辺の管理につきましては、年2回除草を行っております。構築物の保全策及び周辺整備については、文化財指定を進めた段階で取りかかりたいと考えております。

また、西荒屋ですね。除草を計画しております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 西荒屋のほうもそうですが、権現森のトーチカ跡も随分ぼろぼろになってきております。その文化財指定について、見通しが無いというんでしょうか、余り見通しをお話ししていただけない中で、文化財指定後に保全策を講じますというのは、ちょっとひどいんじゃないかなと思いますけ

れども、文化財指定がされようがされまいが保全策を講じていただきたい。これが町民の財産を守るための正しい姿勢ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 何回も同じことを聞かれて答えることになりましてけれども、物にはやっぱり順序があるというふうに思っています。速やかにゴーサインが出た段階であればいいというふうに判断をいたしております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 何回も同じことを聞くということで、余りいいお返事、いいお顔がいただけないと思うんですけれども。でも本当に文化財にならなくてもしっかりと保全していただきたいという気持ちで言っておりますので、ぜひその点は気持ちを酌み取っていただいて、もう少し明るいお顔で答弁いただきたいなと思います。

次に、町の原発防災計画についてお伺いします。

清水議員がこれについても質問されていましたがけれども、せっかく原子力の防災計画を町独自で作りながら、町の担当の人が議会の提示より先に県の承認が必要だというふうに言って、議会のほうに簡単な説明しかしなかったのは本末転倒であると思っております。県に相談する前に町の議会で意見を言わせろというふうに総務産業建設常任委員会で何度も申し上げましたけれども、聞き入れられませんでした。面倒な意見を言わせまいとして言ったとしか私には思えません、残念ながら。

先ほど太田議員と久下教育長との間で交わされました。試案ができれば議会にお示ししたい。そしたら太田議員が、早く出していただいて一緒に考えましょうというふうに、そういうふうなやりとりをされてきました。こ

れが本当に町の執行部と議会のあるべき姿だというふうに思っております。

町のほうは、議会に条文を出さなかったという誤りをしっかり認めていただいて、今後このようなことがないようにここで誓っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 今のことって誰に対して聞いとらんや。

○11番【水口裕子君】 町に対して。どなたでも結構です。今回の担当の方でいいと思いますけど。

○議長【夷藤満君】 答弁できるような質問じゃなくて、こっちのやりとりしとったり、原発の話ししてみたり、町と議員とのあり方を言ったりとかしとるから、何を答えていいか多分答弁者もわからんと思う。趣旨をはっきりわかるようにもう一度質問してほしいと思うけど。

○11番【水口裕子君】 県に相談する前に町の議会で質問とか意見とかが言えないということは、これは全く本末転倒であるということです。今後このようなことのないように、担当の方にはしっかりとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうかということです。

○議長【夷藤満君】 上出孝之副町長。

〔副町長 上出孝之君 登壇〕

○副町長【上出孝之君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

午前中の清水議員の一般質問でもお答えいたしました。災害対策基本法では、市町村防災会議において地域防災計画を作成し、必要があると認めるときはこれを修正しなければならないと規定されております。今回の修正も法律に基づいて進めているものでございます。決して県を優先しているものではないです。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 県を優先しているも

のではないというふうにおっしゃいましたけれども、そういうふうにはしか見えない。思えない。県に出す前に議員に意見は聞かない。それではやっぱり違うと思います。

さっきから何回も言いますけれども、決まってから見せるんじゃなくて、決まる前にその過程、プロセスにおいてちゃんと公開して意見を聞くということが情報公開のこれは第一義だと思っておりますので、ぜひとも今後ともこの方向でよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 上出副町長。

〔副町長 上出孝之君 登壇〕

○副町長【上出孝之君】 今ほどのご質問にお答えいたします。

町の地域防災計画につきましては、町の防災会議で決定することとなっております。いづれにいたしましても、町といたしましても今回の修正で地域防災計画の作成が終了したというわけではありません。今後とも、よりよい計画となるよう議会の皆様のご意見もお伺ひし、修正の必要があれば適宜見直していきたいと考えております。

以上であります。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 ぜひともそのようにキャッチボールができますように、よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

そして、総務産業建設常任委員会でわずかに説明があったわけですがけれども、その中で、「内灘町民は、志賀原発から30キロ圏内の住民の避難を妨げるような不要不急の動きをしてはいけない」という内容の一文を入れたというふうなことをおっしゃいました。このことについては、既に私は昨年の6月議会で指摘しております。

原子力規制委員会は、5キロ圏内のP A Zの人たちに避難指示が出されたときには、30キロ圏内のU P Zを含む市町村は同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くこと

を避けるなど、5キロ圏内の住民が円滑に避難できるように配慮すべきというふうに決められているようですが、30キロ圏外についてはその範疇ではなく、何も決まりはありません。40キロ圏内の内灘町は北電や県と今のところ安全協定を結べてはいませんが、協定などに縛られて逃げられないような30キロ圏内に含まれていなくてかえってよかったですのではないのでしょうかということをそのときにも申し上げました。

飯館村で証明されているように、原発が過酷事故を起こした時点で、風向き次第では40キロメートル圏の内灘町が真っ先に逃げなければいけなくなる事態も十分考えられるのです。その点は皆さん否やはないと思ひます。

それなのに、わざわざ町民の手足を縛るような「不要不急の動きをしてはいけない」という条文を入れたのは、これはどうしてでしょうか。どこからか指導でもありましたか。どこからも何も言われていないのだとしたら、町民の安全が損なわれるような結果になるとは思わなかったのでしょうか。お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 上出副町長。

〔副町長 上出孝之君 登壇〕

○副町長【上出孝之君】 ただいまの質問にお答えいたします。

石川県の計画では、実際に原子力災害が発生した場合、志賀原子力発電所を中心とするおおむね30キロ圏内の緊急時防護措置を準備する区域、いわゆるU P Z圏内の8市町の地域外への避難先を県内の避難所として割り振りを定めております。そして本町はバックアップ市町として、必要に応じて避難者を受け入れることとなっております。

このU P Z圏内の8市町の避難者が迅速に避難できるような体制を整える必要があります。

町民が自主避難することを規制できませんが、実際に原子力災害が発生した場合、避難

経路の交通渋滞を招くおそれが予想されることから、「不要不急の車両の運転を控える」と明記いたしました。

住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るためにも、一つの市町だけの行動を避け、広域的な対応が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 バックアップ市町というふうになっているということをお聞かせいただきました。

そういうふうにして義務を受け入れるのならば、やはり北電や県と安全協定を結ぶとか、情報がしっかりと来るようにして、そんな場合にはどんなふうにして対応するのか。ただ不要不急の動きをしてはならないというだけでなく、どんなふうにして対応するのかという、そういう対応策はこの計画の中には入っているんですか。

○議長【夷藤満君】 北雅夫総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご質問のさらなる措置ということでございますけれども、他の関係機関との協定とかそういうことでございますけれども、これは広域的な見地に立って、上位の計画である県の防災計画の内容も踏まえながら今後の課題として捉えていくべきものであるというふうに考えております。

町民の原子力災害時の対応につきましては、午前中にも申し上げたとおりでございますが、屋内の退避等の計画も盛り込んでございます。

それから、そういう原子力防災時に対する町民に対する情報の伝達等につきましても規定してございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 今のお答えによりま

すと、不要不急の動きをせずに屋内退避をしておれと、そういうふうな感じにとれました。逃げてはいけないわけですね。このことはまた委員会ですっきりと、これ以上は質問させていただきたいと思います。

もう時間がなくなっているようですので。

このように町民の手足を縛るような、そういうふうな条項は今後、理解に苦しみますので、削除していくようにまた求めていきたいと思っております。

たとえ県や国が何と言おうと、どこが何を言おうと、町は町民を原子力災害から守るために最善の計画をつくらなければいけないと思っております。もちろん町のほうもそういうふうにしてつくっていらっしゃるのでしようけれども、今のところ、そんなときにどういうふうに対応するのか。単に屋内退避だけを書いていらっしゃるのではちょっと不満でございます。

町民を守る覚悟を町長にしっかりと宣言していただきたいけれども、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 北総務部長。

〔総務部長 北雅夫君 登壇〕

○総務部長【北雅夫君】 原子力の防災計画につきましては、先ほど副町長からも申し上げましたように、広域的な見地に立って、そして県の防災計画にのっとりながら、今後さらなる充実を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 では次、宿泊施設のサイクリングターミナルの改築についてお伺いいたします。

町長は、宿泊施設としてのサイクリングターミナルを改築していきたいというふうに川口議員に答弁されましたけれども、町が新たに宿泊施設を持つことは、指定管理にしているというふうにしても大変負担ではないかと

思います。

サッカー合宿のことも先ほど取り上げられておりましたけれども、例えば七尾市などは、宿泊施設は自治体が設けなくても民間で十分にあるというふうな、そんな状況でありました。

改築するには、経営の見通しだけでなく、交付税や補助金などがどういうふうに使える見通しがあるのかということも大切だと思っております。この点はいかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

町の宿泊施設、サイクリングターミナルのことを言われておるんでないかなと思うんですけども、本年3月の定例会においてお答えしましたように、さらなる充実が必要と思っております。それはやっぱり交流人口の拡大、合宿誘致等によるものでございます。その際には民間資本の導入も選択肢に必要と捉えていると答えております。

私は今、サイクリングターミナル、増築、改築必要と考えておりますけれども、これはあくまでも町で建てるのではなくて、民間資本を導入して建てる方向で今いろいろと動いております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 ありがとうございます。意見が合って大変うれしいです。

そこでちょっと話は変わりますが、この民間活用についてですが、一時期盛んに議会でも取り上げられておりました民間活用、企業誘致活動そのものを最近、議会からも余り質問がないからかもしれませんけれども聞きませんが、現在どのような企業誘致活動が行われているのか。今ほどいろいろやっていますというお話もありましたけれども、それについてお答えください。

○議長【夷藤満君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

基本的に企業誘致というのは余り情報を外に出さない。8割、9割方来るという確定しましたらまた皆様にお知らせをいたしたいと思っております。

民間の宿泊施設や商業施設の誘致活動につきましては、現在、鋭意情報収集や誘致活動を行っており、具体的な見通しが立った段階で皆様にご報告をさせていただきたいと思っております。

今後も関係機関と連携を密にし、積極的な誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 では最後の質問として、プラッツへ派遣されている職員の処遇についてお伺いします。

清水議員が昨年3月でしたか質問されたそのときの答弁によれば、規定を直前に変えてプラッツへ職員を派遣ということになりました。そしてその職員さんがプラッツで力を発揮されているのは結構なんですけれども、その役場職員さんが最近は本来の事務手続とかそういったことだけでなく、子供たちのサッカー指導までしているというふうに聞きました。

役場職員として雇用された有能な官吏であった職員に、今まで培ってきた能力を発揮して今ほども言いましたプラッツの立て直しのため、これからもっともっと盛んになっていくために働いてもらうことは、町がスポーツを重視してやっていくという方針でありますから、しばらくの処置としては私も理解しております。

ただ私が問題にしているのは、その方が仕事としてその時間にサッカーの指導をされて

いるということです。趣味として時間外にされるということは別に問題にはなりません。初めからプラッツの職員として雇用された人ならばスポーツの指導をするのは当然ですが、でも派遣されている当該職員の方は違います。その方が能力のある役場の職員であり官吏であったことを町民もよく知っていて、本来の庁内での仕事でしっかりと実力を発揮してもらいたいというふうに思っております。

本来の方向で力を発揮して町運営のために経験を積むことが町の職員としてのあるべき姿であり、職員自身の方のためにも、何よりも住民のためであるのではないかと思うのです。スポーツ指導員が必要なら、プラッツ自身がそういうスポーツを指導する方を雇用するべきではないでしょうか。いかがお考えでしょうか。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 元気な町を標榜する内灘町にとって、スポーツによる活性化は大事やということについては同じ考えなんです。それと、プラッツに対して総合型地域スポーツクラブを立て直して町のスポーツ振興につなげていくことも賛成いただいているというふうに今お聞きしました。

その結果、成果は私は徐々に出ているというふうにも感じているところです。プラッツが狙いどおりに少しずつ成果を上げているというのは本当にうれしく思っています。そしてまた、今後は高齢者の介護予防、そんな運動プログラムも提供できるようなことまで私はぜひプラッツにしてほしいというふうにも考えているところです。

ご質問の派遣した職員がサッカーを教えている云々という話ですが、サッカーは教えていません。小学校低学年の子に運動プログラムを提供しています。それも週に現在3回、1時間半程度を3回、実際は1時間半もしていません。そのことがプラッツ自身の判断で

行われていることですし、なぜプラッツに派遣した職員が子供たちの健全育成のために、それも低学年の子供たちです。スポーツ嫌いにならないようなことを、一生懸命スポーツ好きに、縄跳びをしたり器械運動をしたりいろんなことをやっているんですよ。そのことをなぜそんなに批判的に見られるのか、私は理解できません。

プラッツに派遣した職員が町のスポーツ振興のためにプラッツの事業に携わることについて何の問題もないと私は考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 サッカーというのが誤解だったのかもしれませんが、スポーツの指導をするに当たっては、先ほども申し上げましたスポーツの指導をする人をきちんとプラッツで雇用するべきだと思っております。その思いは変わりません。

そのことについてはいかがですか。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 派遣して机の前だけで仕事をするのはいいけれども、指導することはいけない。指導することをこれからずっとプラッツは彼に要求するのかどうか私は聞いていません。別にこちらからどういう仕事をしなさい、町の仕事も持っていきますけれども、それ以外にプラッツを立て直して町民のスポーツ振興に資することは全てやれということで、彼は使命感を持ってやっています。その中にたった週3回のそんな子供たちのスポーツ教室までなぜさせるんだということの、そんな言い方は私はちょっと何か彼自身に対して失礼じゃないかなというふうにも思います。

それで、今後そういうことがどうなっていくか。別に彼がしなきゃならないことなのか。それは立て直す段階の中で、彼自身もそういうことにたけたスポーツ体育指導員も持って

おります。そういうことでそれを活用して今やっているわけですよ。なのに、なぜそれがおかしいことだというふうに言われるのか、少し私には理解ができません。

ですから、必ずこれから彼はそういう仕事も続けていくということではありません。取ってかわる者がいてどんどん発展していけば私はいいと思いますが、だからといって今の状態をそういうふうにも否定的に見られると、やはりこれはプラッツに対しても、また彼自身に対しても、私はなぜそんなことで非難をされるようなことになるというのはおかしいというふうにも感じているところです。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 私は別に当該職員さんを非難しているわけではありません。町がそういうことを容認しているということで、町の姿勢を伺ったわけです。町はそれを容認されているということで、わかりました。そうですね。町が容認されなかったらそれはすぐにとめられるわけですから、当該職員さんはそこへ行って。

別に私は職員さんを全く責めておりません。もっと官吏としての能力を、彼は役場職員さんとして雇用されたわけですし、役場職員さんとして大変有能な方であったと町の人たちみんなが思っているということです。ですからそういうふうな方面で力を早く発揮してほしいなど。それが本人のためであり、ひいては住民のためだというふうに、これは私はそういうふうに思っております。

プラッツのあり方をまた委員会でも話していただければと思いますけれども。

○議長【夷藤満君】 質問して。本人のためというのは。

○11番【水口裕子君】 本人さんがそんなふうにして自分の官吏としての能力を最大限、役場職員として発揮される道がもっとほかにあるでしょうということでございます。

それについてはいかがお考えでしょうか。

○議長【夷藤満君】 静粛に。

○11番【水口裕子君】 いや、本人がどうのこのじゃありません。それは町民にとってどうであるかということです、それが。町民にとって一番いい道。一番力を発揮していただけるのは、一番町民にとっていい力を発揮していただけるのはどの道なんですかということをお聞きしております。

そこへ行くことが一番、そこで子供たちを1週間たった3時間って。たった3時間というとり方と、3時間もというとり方だってあるわけですし、それはいろいろなとり方があると思いますけれども、私は3時間もそんなことをしていたんですかというふうに思います。いかがでしょう。

○議長【夷藤満君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 派遣した職員は使命感を持って今与えられた職務を一生懸命にやっています。それが未来永劫、彼がそこで頑張りなさいと言っているわけでもなく、逆にそういう役場職員が外へ出て鍛えられ、いろんな町民との接点を持ってやるのが私は逆にプラスではないかというふうにも考えています。

そういう意味からいっても、先ほど私は彼自身というのは、そういう意見を彼が聞いたときにどう思いますかということをお聞きです。何か一生懸命やっていることを否定されるような、やりがいがない、生きがいなくなるような言い方になっているということをお聞きです。そういうふうにとられても仕方ないような、何かそんな仕事をしていてどうするんですかと。彼は一生懸命やっているんですよ。そのことに対して、何か間接的には非常に否定的な意見に私は聞こえるんじゃないかと。私にはそういうふうには聞こえませんでした。

ですから、それはやっぱりまずいんじゃないかな

いかなというふうに思っています。

以上であります。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 物の考え方の違うところかなと思いますけれども、「3時間も」か「3時間しか」か、そこら辺でもやっぱり違うわけですから。町の考え方としてわかりました。

これで一般質問を終わります。

○議長【夷藤満君】 これにて一般質問を終了いたします。



○散 会

○議長【夷藤満君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日13日から17日までの5日間は、議案調査及び議案委員会審査のため休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、明日13日から17日までの5日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、来る18日は午後1時から本会議を開き、各常任委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時57分散会